

平成20年（行ウ）第599号文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔鳳泰ほか10名

被告 国

原告準備書面（6）

2011年（平成23年）1月21日

東京地方裁判所 民事第2部E係 御 中

原告訴訟代理人

弁 護 士 東 澤 靖

同 川 口 和 子

同 二 関 辰 郎

同 小 町 谷 育 子

同 魚 住 昭 三

同 古 本 晴 英

同 張 界 満

同 齋 藤 義 浩

目次

はじめに	5
第1 被告国の主張する不開示理由1は極めて抽象的であり情報公開法5条3号の該当性に関する主張立証責任を果たしていない	
1 被告国の主張の方法—その大半は文書の内容の概要説明である	7
2 外務省は情報公開法5条3号該当性に関する主張立証責任を果たしていない	8
第2 日韓会談文書全面公開は、もはや北朝鮮との外交交渉に支障とならないこと	
1 はじめに	13
2 日韓会談後約半世紀の歳月がもたらした変化	
(1) 日本の歴史認識の変遷	13
(2) 植民地支配正当論から植民地支配不当論へ	17
3 日韓会談文書全面公開が日本国民にもたらす利益（文書公開の公益性）	
(1) 全面公開されないことにより日本国民の被る不利益	19
(2) 全面公開が日本国民にもたらす利益（公益性）	
ア 日韓国民間での友好関係促進	20
イ 日朝間での友好的国交樹立に寄与	21
ウ 東北アジアの平和構築への寄与	21
4 日韓会談文書全面公開の必要性（歴史研究の立場から）	
(1) 日本の外交政策が後世の検証を受ける必然性	22
(2) 日韓会談研究の重要性と文書全面公開の必要性	25
5 時の経過の考慮と「30年ルール」	27
第3 対北朝鮮「手の内論」への反論	
1 はじめに	30
2 日韓会談と日朝交渉の歴史的位置づけの相違等	31

3	請求権問題に関わる金額及び試算方法等について	
(1)	不開示部分の一部は、他の文書において既に開示済み	3 4
(2)	試算方法を不開示とする理由のないこと	4 3
(3)	請求権問題に係る金額等の交渉経緯と米国の影響	4 3
(4)	日本が北朝鮮に支払う無償資金協力金等の額に係る金丸発言	4 7
第4	具体的文書における不開示理由に対する反論	
1	文化財問題に係る不開示理由に対する反論	
(1)	文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の内容	4 8
(2)	文化財問題に関する被告国の不開示理由1の内実	4 9
(3)	被告国の不開示決定には理由がない	5 0
2	在日韓国人問題に係る不開示理由に対する反論	
(1)	在日コリアンの法的地位・処遇問題	5 7
(2)	在日コリアンの法的地位・処遇問題に関する被告国の不開示文書の整理	5 9
(3)	在日コリアンの法的地位一文書1 1 4 6・1 2 8 7③について	5 9
(4)	北朝鮮と朝鮮人学校との関わり一文書5 6 5について	6 0
(5)	小括	6 1
3	領海の範囲問題に係る不開示理由に対する反論	6 1
第5	被告国の主張する不開示理由1は、情報公開法5条3号に該当しないこと	
1	対北朝鮮「手の内」論に基づく不開示理由の5条3号非該当性について	
(1)	情報公開法5条3号にいう「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由」の不存在	6 2
(2)	裁量権の逸脱又は濫用（名古屋地裁基準に基づく）	6 3
(3)	裁量権の逸脱又は濫用（マクリーン事件基準に基づく）	6 6
2	具体的文書における不開示理由の5条3号非該当性について	

(1) 文化財問題に係る不開示理由の5条3号非該当性.....	68
(2) 在日韓国人の法的地位問題に係る不開示理由の5条3号非該当性	69
(3) 領海の範囲問題に係る不開示理由の5条3号非該当性.....	70
3 まとめ.....	71
別紙1.....	72
別紙2.....	74
別紙3-1.....	75
別紙3-2.....	76

はじめに

本準備書面は、不開示理由1について、被告準備書面(6)ないし(9)に対して反論するものである。

第一に、被告国の主張する不開示理由1は極めて抽象的であり、被告国は情報公開法5条3号該当性に関する主張立証責任を果たしていないことについて述べる。

第二に、日韓会談文書の全面公開は、もはや北朝鮮との外交交渉に支障とならないことを、これまでの歴史的背景を踏まえながら、日韓会談後約半世紀の歳月がもたらした変化、日韓会談文書全面公開が日本国民にもたらす利益(文書公開の公益性)、日韓会談文書全面公開の必要性(歴史研究の立場から)及び時の経過の考慮と30年ルールから説明する。

なお、外務省は、外交交渉上必要とされれば何をしてよいという裁量を与えられているわけではなく、法によって外務省に示された指針に沿って権限を行使すべきことは言うまでもない。情報公開法の下で文書不開示の処分を行うに当たっても、そのような外務省の任務と両立しない処分は裁量権の逸脱濫用と評価されることとなる。この点、外務省設置法3条に照らすならば、外務省のあらゆる職務は、「良好な国際環境の整備」、「調和ある対外関係の維持」、そして「国民の利益」といった正当な目的に支えられなければならない。本準備書面第2で述べる文書公開の公益性及び日韓会談文書全面公開の必要性は、本件各処分を行う外務省の裁量を評価するにあたり、重要な指針としての意義を持つものである。

第三に、被告国の対北朝鮮「手の内論」への反論を行い、主に、請求権問題に関わる文書について取り上げる。

第四に、具体的文書における不開示理由に対する反論を、文化財問題に係る不開示理由、在日韓国人問題に係る不開示理由、領海の範囲問題に係る不開示理由にそれぞれ分けて、主張する。

第五に、被告国の主張する不開示理由1は、原告の依拠する名古屋地裁2003（平成15）年10月15日判決の提示する判断基準及び被告国の依拠するマクリーン事件判決の判断基準のいずれの基準に照らしても、情報公開法5条3号に該当せず、外務大臣の不開示決定には裁量権の逸脱又は濫用があることを、対北朝鮮「手の内論」、文化財問題に係る不開示理由、在日韓国人問題に係る不開示理由、領海の範囲問題に係る不開示理由にそれぞれ分けて、主張する。

第1 被告国の主張する不開示理由1は極めて抽象的であり情報公開法5条3号の該当性に関する主張立証責任を果たしていない

1 被告国の主張の方法—その大半は文書の内容の概要説明である

被告国は、準備書面(6)ないし(9)において、不開示理由1に該当する文書について、「不開示処分の適法性について主張する」としながら、その主張の大半を対象文書の説明にとどめており、何ら具体的な主張をしていない(なお、具体的な主張をしていないのは、他の不開示理由についても同様である)。

すなわち、被告国の主張は、次のような形式を採っている。

「不開示情報の内容」と「不開示理由」とに項を分けたうえ、「不開示情報の内容」のなかで、まず文書の表題を特定し文書の内容を概略し、次に不開示部分の箇所を特定し当該部分の内容の概略を記載している。その後、「不開示理由」の説明に一応移るものの、まずは「不開示情報の内容」のなかで記載した不開示部分の内容の概略を重複して記載している。そして、突如、「しかして、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している」と続けた後、不開示部分を公にすると、

① 我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになる(財産・請求権問題)。

② 我が国政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性がある(文化財問題)。

③ 日本国政府の見解、立場が明らかになる(在日韓国人の法的地位問題)といったわずか2、3行の説明を行う。最後に、「日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなる」、「北朝鮮との間の国交正常化交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねない」といった不開示の結論で締めくくっている。

こうした理由付けがいったんなされたのちは、個々の文書内容の違いによる不開示理由との関連性は一切捨象されて、「文書〇〇において述べた不開示理由と同様である」という理由付けが際限なく繰り返されている。

つまり、被告国の主張は、極めて形式的な不開示情報の内容の説明に記載の大半を割いているにすぎず、わずか2、3行の抽象的な不開示理由1が短く付けられている程度のものであって、不開示情報の内容の説明から不開示理由該当性の結論に強引に結び付けているものである。不開示情報の内容と不開示という結論の間を架橋する不開示理由1については、被告国の主張は具体性を欠くことはなほだしい。

情報公開法5条が行政文書を原則公開とし、不開示理由該当性の主張立証を行政機関側に負わせた枠組みに照らせば、本件訴訟において、被告国は、情報公開法5条3号の該当性に関する主張立証責任を全く果たしていない。

2 外務省は情報公開法5条3号該当性に関する主張立証責任を果たしていない

被告国の主張立証が情報公開法5条3号の該当性を判断するについて主張立証責任を果たしていないのは、以下の2つの理由に基づく。

(1) 第一の理由は、日韓会談文書の不開示部分は、外務省のさじかげんによって、その広狭が決定されているという実情があることである。

本件訴訟の対象となっている日韓会談文書は、これまで多数の開示請求がなされているが、そのうち、本件訴訟の不開示理由1に該当する文書については、その一部である「請求権問題に係る交渉のやり取りを直接記録した文書及びその付属資料」を、2003年（平成15年）に開示請求した事案があった。この開示請求に対し、外務省は、全面的に不開示とする決定をした。この決定に対し、開示請求者の異議申立があり、情報公開・個人情報保護審査会において答申が出された（平成17年度（行情）答申第204号、甲1

13)。その際、諮問庁の外務省は、本件訴訟とさして変わりのない次のような主張を行っていた（下線は原告代理人が引いた）。

「本件開示請求は、昭和26年から昭和40年にかけて、7次にわたって開催された日韓国交正常化交渉に関する関係文書である。これら関係文書の中には会談の記録等、協議の具体的内容等に関する文書が多数含まれている。これら協議の具体的内容等に関する文書は、今後の日朝国交正常化交渉に際し、北朝鮮側に我が方の対処方針を予見させ、我が方にとって交渉上の不利益を生ずるおそれがあるため、法5条3号に基づき不開示とした。」

そして、審査会は、インカメラにより文書を実際に見分したうえ、文書の表題、欄外の印判、作成年月日並びに作成課及び新聞発表に係る本文のごく一部のみを開示すべきであるとの答申をしたものの、その他文書のほとんど大半の不開示を妥当とした。その理由は次のとおり、外務省の主張をそのまま容れたとしか思われぬものであった（下線は原告代理人が引いた）。

「本件対象文書の不開示部分には、韓国政府が実効的に処理し得る範囲に限らず朝鮮半島全般に関する財産及び請求権についての我が国の立場、見解及び対応に関する情報が含まれていると認められる。北朝鮮との財産及び請求権に関する諸問題は依然として未解決であり、今後の日朝国交正常化交渉において協議されるものであることにかんがみると、本件対象文書に記載されている朝鮮半島に存在する財産及び請求権に係る諸問題を解決するための処理・検討作業の中での我が国の立場、見解並びに対応及び財産権問題の処理方法等を明らかにすれば、今後の日朝国交正常化交渉において、我が国が取り得る立場が明らかになり、当該交渉に好ましからざる影響を及ぼし得るものである。」

しかし、この答申で対象となった文書は、原告らの開示請求対象文書に該当している文書と重複していたが、原告らの開示請求に対して、外務省は、すぐさま手の平を返して、その大半を開示した。この答申の2003年（平成15年）の開示請求と、本件訴訟の2006年（平成18年）の開示請求

との間に、わずか3年の期間の違いがあるのみである。この間、日本と北朝鮮との間の外交交渉には何ら進展がなかったにもかかわらず、具体的な協議の内容に関する公開の範囲に大幅な差が出たのは、外務省の単なる方針の変更にほかならない。

情報公開法5条3号の「他国との交渉上不利益を被るおそれがある」と外務大臣が認める判断は、このように外務省のさじかげんによって変わり得るものであって、そこに客観的で実証に耐えうる判断がなされているわけではない。この答申と本件訴訟の原告らの開示請求に対応する開示決定等の結果の間の差異は、「他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」という条文体裁が、実際には、行政機関の長の場合当たりの裁量権の行使によるものにすぎず、外交に関する情報公開を著しく妨げている実態を明るみに出した1例である。

また、近年、外務省は、作成から30年が経過した外交文書を外交史料館において公開する手続きを促進し、2010年（平成22年）から、日米安全保障条約に関する文書、沖縄返還交渉に関する文書等を続々公開している（甲114 沖縄返還交渉、日米安全保障条約改定交渉関係目録）。これらの文書も、以前は、情報公開法5条3号等を理由として公開が抑制されていた文書である。しかし、こうした外交史料館における公開によって、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれたり、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被ったという事実は生じていないはずである。

- (2) 第二の理由としては、情報公開法5条3号を理由に不開示決定処分をする際に、行政処分庁が同号に該当しない情報を混在させているという内実がある。このことは、審査会の元事務局長で、情報公開法の改正を議論した「行政透明化検討チーム」の松村雅生日本大学教授が次のとおり指摘しているところである（行政透明化検討チーム第2回会合議事録27頁、甲115）。

「現状で何が問題かといいますと、外務省とか、防衛省とか、警察庁とかが持っているような、本当に普通の事務的情報ともいっていいようなものについてもそういう論争をやるものですから、それはおかしい。この高度な、ある程度の裁量を認めるというからは、逆にそれにふさわしいもの、情報自体もむしろ狭めて議論すべきなのに、ほとんどのものについてそういう議論をするので非常に拡散していますので、この条項自体がおかしいという議論になってしまっている」。

一般的に、情報公開法5条3号について、行政機関の長の判断の合理性の司法審査にとどめることにしたのは、この種の情報については、開示・不開示の判断に高度の政策的判断が伴い、また、国防、外交上の専門的、技術的判断を要するという特殊性が認められると判断されるからとされている（宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説 [第5版]』97～98頁）。そうであるならば、行政機関が不開示と主張する部分に、政策的判断が伴い、専門的、技術的判断を要し、行政機関の長の裁量を認めるにふさわしい情報が真に含まれているか否かを見極めるためには、処分庁（本件では外務省）において個別の情報に照らして具体的な主張立証をさせ、その主張をきめ細かく綿密に吟味していくほかない。

しかし、本件訴訟において、被告国は、情報公開法5条3号の該当性に関して、具体的な主張を一切行っていない。上記のとおり、「我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになる」、「我が国政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性がある」、「日本国政府の見解、立場が明らかになる」といった著しく抽象的な理由を並べるばかりである。これでは、情報公開法5条3号に該当する情報なのか、同法5条6号の事務事業情報に該当する情報なのかを判断する手がかりはないといってよい。

(3) 前記(1)で指摘したとおり、わずか3年間の間に、不開示から開示へと

結論が変わった事案において、不開示を是とした審査会のように、外務省のわずか2、3行の抽象的な理由のみによって不開示決定が維持されるならば、行政機関の判断に対し、およそ司法的統制が働く余地はなくなる事となる。

審査会と異なり、裁判所においてインカメラが認められていない以上、外務省の主張立証は、審査会におけると同等の程度のものでは足りず、より具体的である必要がある。

裁判は開示請求者にとって法的に争いうる最終の手段であり、主張立証責任も当事者が公正で公平な攻撃防御をなしうるものでなければならない。

(4) 被告国の主張を唯一支えているのは、実際には「現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している」という事情だけと考えられる。

北朝鮮という国に対して、日本の市民が最初に想起することは、拉致問題、核開発などの事柄であろう。拉致については、真相の究明を求める声は止むことはなく続き、米朝合意に反して行われていた核開発や近時の軍事的な行動は、人びとの心に北朝鮮という国に対する不安感や恐怖心を起こさせる。人の生命や身体の安全は、最も尊重されなければならない事柄だけに、日本の市民の間には、北朝鮮に対するマイナスのイメージが増幅されており、北朝鮮というだけで、それ以上の思考は停止してしまう感がある。

北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続しているが、後述するように、すでに「日朝平壤宣言」で国交正常化の枠組みはできあがっている。その枠組みを前提として、現在、日朝間の国交正常化交渉において問題、懸案となっている事柄は何であり、その事柄と個別の不開示部分とがどのような関係にあるのかについての主張が国において欠如しているままでは、情報公開法5条3号の該当性判断はできない。単に「現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している」という被告国の主張は、何も述べていないに等しく、これをもって情報公開法5条3号の該当性が認められるのであれば、それは、社会

に生じている思考停止と同列のものに陥る可能性がある。

- (5) 以上のとおり、情報公開法5条3号の該当性判断については、外務大臣の判断が場当たりのためであり、また、事務的な情報が混在している可能性があるという実情に照らし、真に外務大臣の裁量を尊重すべき情報であるか否かを厳密に判断するために、被告国において不開示理由の具体的な主張がなされなければならない。

被告国において具体的な主張がなされない以上、情報公開法5条の原則に立ち返り、公開の方向に判断がなされるべきである。

第2 日韓会談文書全面公開は、もはや北朝鮮との外交交渉に支障とならないこと

1 はじめに

被告国は、不開示理由として、前記のとおり、北朝鮮との外交交渉への支障を挙げている。

ここでは、上記不開示理由の主張に対する直接的な反論の前提として、日韓会談文書を全面公開しても、もはや北朝鮮との外交交渉に支障がないことにつき、以下で触れる各意見書等を踏まえ総論的に展開していくこととする。

2 日韓会談後約半世紀の歳月がもたらした変化

(1) 日本の歴史認識の変遷

日本の戦後処理に関する条約には、「日本国との平和条約」(サンフランシスコ平和条約、1951年9月8日調印、52年4月28日発効)をはじめとして、中国については、台湾に移った中華民国政府との間の「日華平和条約」(1952年4月28日調印、発効は8月5日 甲116)。ソ連との間では、「日ソ共同宣言」(1956年10月19日調印、発効は1

1月12日 甲117)があり、韓国との間で1965年6月22日、「日韓基本条約」(甲118)が調印された(発効12月18日)。

しかし、これらの条約には、先の第二次世界大戦に対する日本政府のいわゆる「歴史認識」に関する字句は見出せない。日韓基本条約にも「歴史認識」に関する文言は入っていない。

日本の戦後処理に関する国際文書に、「歴史認識」に関する文言が入ったのは、1972年9月29日に調印された「日中共同声明」における、「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」との文言(甲119)が最初であり、その後、「教科書問題」(甲120)、「靖国神社参拝問題」、「慰安婦問題」などにより、日本政府の「歴史認識」が問われ、慰安婦問題につき、「心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる」との河野洋平官房長官談話(1993年8月 以下、「河野談話」という。甲121)が出され、戦後50年の1995年8月15日には、「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に過ち無からしめんとするが故に疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます」との村山富一首相談話(以下、「村山談話」という。甲122)が出され、その後の歴代政権は、この村山談話を踏襲している。そして、韓国との関係では、1998年10月8日の「日韓共同宣言」(甲123)において、日本政府は、「小渕総理大臣は、今世紀の日韓両国関係を回顧し、我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを

述べた。」と「歴史認識」を示し、北朝鮮との関係では、2002年9月17日調印の「日朝平壤宣言」(甲124)においても、「過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。」との「歴史認識」を示す文言が盛り込まれた。

そして、2010年8月10日の菅直人首相談話(以下、「菅談話」という。甲125)においても、「私は、歴史に対して誠実に向き合いたいと思います。・・・痛みを与えた側は忘れやすく、与えられた側はそれを容易に忘れることは出来ないものです。この植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛に対し、ここに改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明いたします。」との「歴史認識」が示された。

日韓会談及び日韓基本条約の締結は、いわゆる東西「冷戦」の真只中に、「冷戦において反共自由主義陣営の結束を強化するために日本と韓国が経済協力することでお互いの経済発展と政治的な安定を確保するという目的」(甲126 木宮正史「日朝関係と六者協議」[日朝国交促進国民協会編 彩流社 2005年5月] 33～35ページ)

のために行なわれたものである。

そのことは、日本の戦後処理に関する文書のなかに、歴史認識の文言が含まれるのが1972年の「日中共同声明」以降であることに反映されており、特に河野談話以降の「歴史認識」は、すべて「冷戦」後のものである。

日韓会談が行われた時期と現在とでは、国際政治状況が全く異なっている。日朝国交正常化交渉に当たっては、「冷戦」後の世界であること、そして、「日朝平壤宣言」でも示されているような上記日本の「歴史認識」が大前提となる。

「日朝平壤宣言」では、その2項において、以下のとおり、請求権問題

についての基本的な枠組が明らかにされている。

「日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。双方は、日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力等の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民すべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。」

ここでいう、経済協力方式は、日韓会談における方式を基本的に踏襲してはいるが、そこには、第1文の日韓基本条約締結時とは異なる日本政府の「歴史認識」の表明が反映されており、日韓会談時とは異なる状況（日本政府の「歴史認識」の変化）下において、経済協力方式と請求権放棄ということで、日朝間での新たな枠組の構築がなされており、「財産請求権及び経済協力協定」では至らなかった「完全かつ最終的な」解決に至るものとなっている。

さらに、現在、日朝間には、「核問題」、「拉致問題」という日韓会談当時、発生していなかった新しく解決困難な問題が存在しており、これらを踏まえた交渉が不可欠である。

日朝国交正常化交渉の進展を図る上では、「冷戦」中で、かつ、日本の「歴史認識」が示されていない状況でなされた日韓会談及び日韓基本条約の締結とは全く異なる状況を踏まえた交渉が必要となることは明らかである。

(以上、田中宏「意見書―日韓会談文書公開にもはや障害はない」[甲127 以下、「田中意見書」という] 1～6 及び12～14 ページ参照)

(2) 植民地支配正当論から植民地支配不当論へ

外務省が講和条約締結準備過程で1949年12月に作成した「割譲地に関する経済的財政的事項の処理に関する陳述」、および翌50年5月作成の改訂版「対日平和条約の経済的意義について」の「三 割譲地に関する経済財政事情の処理」によれば、日本政府の植民地支配認識は、以下の二点に要約できる。

ひとつは、旧植民地は国際法により「正当ニ取得」されたという「植民地支配正当・適法」論であり、もうひとつは、日本の植民地統治は「搾取政治」ではなく、「各地域の経済的、社会的、文化的向上と近代化」に「貢献」したという「施恵論」ないしは「近代化論」であり、日本政府は、植民地正当化論に立っていた。

日本政府のこのような植民地正当化論は日韓会談を通じて堅持され、日韓基本条約には日本の植民地支配処理についての条文は設けられなかっただけでなく、植民地支配について一切言及されなかったのである。その意味で日韓基本条約は、日本政府の植民地支配正当化論が貫徹された条約だったといえる。

しかし、既に述べた「日中共同声明」において最初の転機が訪れ、このとき日本は「日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」と侵略戦争に対する謝罪と反省をはじめて表明した。そして、1980年代後半の韓国での政治的民主化の進展と東西「冷戦」の終焉により、植民地支配正当論に立脚した日韓条約の立場はしだいに揺らぎ始めた。1990年代に入り、元日本軍「慰安婦」など植民地支配・戦争被害者らが日本政府に対して補償を求める声をあげ、

日韓の支援者や市民運動がそれに連帯することによって、植民地支配・戦争の清算を求める運動が本格的に開始された。

日本政府も東西「冷戦」崩壊後の東アジアのあり方を展望していく上でこうした動きが無視できなくなり、それまでの植民地支配正当論の立場を修正することになった。それが1993年8月の「河野談話」の発表であり、「従軍慰安婦募集」の「強制」を認め、それに対して謝罪したのである。その直後の細川連立政権において、細川護熙首相は侵略戦争を批判し植民地支配を謝罪する発言（甲128及び129）を行い、植民地支配・戦後補償問題に前向きな姿勢を示し、既に述べた1995年8月15日の「村山談話」が発表され、アジアへの植民地支配と侵略に対して「痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ち」を公式に表明した。「植民地支配」という言葉を用いて日本政府として公式に謝罪したのはこれが初めてであった。

この「村山談話」の内容は、1998年10月8日の「日韓共同宣言」に受け継がれ、日本政府は過去の朝鮮植民地支配を「反省」し「お詫び」することを韓国に対して初めて表明した。

日本政府は、その後も日韓関係において「日韓共同宣言」の立場を堅持し続け、2002年9月17日調印の「日朝平壤宣言」にも日韓共同宣言と同様の内容が盛り込まれ、2010年8月10日の「菅談話」でも、既に述べたとおり、「植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛」に対し、あらためて「痛切な反省と心からのお詫びの気持ち」が表明されたのである。

以上のように、今日の日本政府は、過去の植民地支配が当該地域の人々に「多大な苦痛」と「被害」をもたらしたことに対して「反省」し「お詫び」をするという植民地支配不当論の立場に立っており、こうした日本政府の認識は日韓会談の過程、および日韓基本条約にはみられなかったものである。

したがって、日朝国交正常化交渉においては、日韓会談当時の植民地支配正当論ではなく、植民地支配不当論に立脚することになり、日韓会談及び日韓基本条約の締結とは全く異なる状況を踏まえた交渉が必要となることは明らかである、

(以上、太田修「意見書 日韓会談文書全面公開の公益性―日韓・日朝の和解、東北アジア平和構築のために」[甲130 以下、「太田意見書」という] 1～8ページ参照)

3 日韓会談文書全面公開が日本国民にもたらす利益（文書公開の公益性）

(1) 全面公開されないことにより日本国民の被る不利益

ア 既に述べたように、今日の日本政府は植民地支配を「反省」することを公式に表明している。植民地支配を真に「反省」するのであれば、過去の植民地支配を清算する必要がある、そのためにはまず真実究明から始めなければならない。真実究明とは、①植民地支配システムと植民地支配による「多大の損害と苦痛」の実相、②日韓会談での植民地支配処理過程の事実関係（実際に、被害者側は植民地支配処理過程の真実究明を求めている）を明らかにすることである。

イ 真実究明のためには歴史資料の全面開示が必要であり、植民地支配関連資料とともに、日韓会談資料も公開されなければならない。しかし、日韓会談資料は全面公開されておらず、真実究明作業を進めることが困難となっている。それでは植民地支配を真に反省することにはならず、今日の日本政府の公式見解が空洞化してしまうことになる。

ウ 請求権問題について、日韓の間では、植民地支配の清算を欠いた「請求権問題」が処理されたにすぎない。日本政府が植民地支配を「反省」と公言する一方で、植民地支配正当論が貫徹された日韓基本条約によって植民地支配清算問題が解決済みだとすることは明らかに矛盾である。日韓

会談文書の非開示を継続することは、この矛盾を覆い隠し固定化させることになる。そうなれば、今後過去の清算を行う機会が失われ、日本は植民地支配の清算を行わなかったという歴史が永遠に残ることになる。

日韓会談文書の非開示は、今後も日本政府の「矛盾」を固定化させるだけでなく、朝鮮植民地支配による被害者・遺族の不信・不満（注1）を解消させず被害者らとの非和解を継続させることになり、日韓両国民に永続する不利益をもたらすことになると言わざるをえない。

（注1）日本と朝鮮との歴史的関係資料の非公開に対する韓国国民の不信感について次のような記述もある。

「日本と朝鮮との歴史的関係に関わる資料を隠すことなく公開し、歴史研究、歴史認識の素材として提供することが重要である。歴史認識をめぐる問題で日本に対する不信感が韓国で今なお強いのは、この点と関連している。日本政府は都合の悪い資料を隠しているのではないか。そのような見方が韓国では強い。従軍慰安婦の問題をめぐる日本政府の対応を考えれば、そのような見方は必ずしも的外れでない。慰安婦の存在は日本軍や政府とは無関係としていた政府の見解が、慰安婦の徴集や管理に軍・政府が関与していた資料が発見されると、関与を認めざるを得なくなったという経緯からして、日本は資料を隠している、と見られてもしかたがない。」（甲131 「植民地支配の清算をどのように形にするか」（水野直樹）〔姜尚中、水野直樹、李鐘元編「日朝交渉 課題と展望」岩波書店 2003年1月〕111ページ）

（2）全面公開が日本国民にもたらす利益（公益性）

ア 日韓国民間での友好関係促進

日本政府は植民地支配処理をめぐる上記の「矛盾」を認定し次の段階へ進んでいかなければならない。つまり、被害者らに対して、日韓基本条約では植民地支配の清算がなされなかったことを認め、「日韓共同宣言」の立

場をさらに進めてそこに欠けていた被害の真実究明と補償を誠実に進めていくことが緊要である。

そして、被害者らが日韓会談での植民地支配処理過程の真実の究明を要求していることが重視されなければならない。本件訴訟には、歴史学者のみならず韓国側の被害者・遺族も参加し、日韓会談文書の全面公開を求めている。全面公開が実現すれば、少なくとも日韓両国が日韓会談における双方の歴史資料を共有し、それらを調査・研究することにより共通の記憶を持つことが可能となる。また日韓会談文書の全面開示は、同時に、戦前の植民地支配に関する資料、他の分野の資料の公開を促し、他の分野でも記憶の共有を促進していく契機となり、「日韓共同宣言」でうたわれた植民地支配の「反省」を具体的に履行することになり、被害者だけでなく韓国の人々の日本に対する信頼は深まり、より強固な友好関係を築くことができると考えられる。

イ 日朝間での友好的国交樹立に寄与

日本と北朝鮮は、植民地支配をめぐる実質的には依然として「非和解」の関係にあり、「日韓共同宣言」と同様に、植民地支配に対する「反省」と「お詫び」の内実が問われているのが現状である。

日韓関係と同様に、日韓会談文書を全面公開すれば、植民地支配正当論の立場から進められた日韓会談と日韓基本条約締結の歴史を省察し、「日朝平壤宣言」でうたわれた植民地支配の「反省」を具体的に履行することになり、より友好的な日朝関係の樹立および日朝条約締結が可能となると考えられる

ウ 東北アジアの平和構築への寄与

いわゆる東西「冷戦」は終結したが、東北アジアにおける冷戦体制は必ずしも終わったとは言えず、それは、朝鮮半島をめぐる問題に最もよく表れている。朝鮮半島では、今日においても南北分断と対立が解消されないま

ま、停戦という戦争状態が続いている状態にある（昨年11月の北朝鮮の韓国・大延坪島への砲撃は、停戦という戦争状態の中で起こった衝撃的な事件であった）。

このような状況において、日韓会談文書の全面公開は、日朝国交正常化交渉再開へ向けた一つの契機となり、困難な諸問題の解決を促し、朝鮮半島を結節点とする冷戦構造の解体を促進する重要な一步になると考えられる。何よりも日朝国交正常化の実現と朝鮮半島をめぐる国際的緊張関係の緩和は朝鮮半島の統一によりよい影響を及ぼす可能性があり、その結果、日本人は朝鮮半島の人々の信頼を得られることとなる。

また、日韓会談文書の全面開示による日本と朝鮮半島での歴史資料の共有は、他の地域でも同様の動きを促進することになり、東北アジアで歴史資料の公開と共有が進めば、「記憶の共有」も可能となり、歴史認識における「和解」も進み、東北アジアは平和共同体の構築へ向けて前進することが期待される。

（以上、3全体につき、甲130 「太田意見書」9～14ページ参照）

4 日韓会談文書全面公開の必要性（歴史研究の立場から）

（1）日本の外交政策が後世の検証を受ける必然性

ア 岡田克也民主党幹事長は、外相当時、記者会見において、次のような趣旨の発言をしている（甲132）。

「外交には機密というものは付きものであります。しかし、それがそういった外交機密が必要であるという大義名分の下で、本来行ってはならないことが行われたりすることもあります。一定の年月を経たところでそれを公開することで、そのときの判断が果たして適切だったのかどうかということを検証する、そういうきっかけを与えるのが、私（大臣）は文書公開であると思っております。そして、それは民主主義にとって非常に根幹にわたる重要なことであると思っております。今まで

も30年ルールはあったのですが、実際には官僚組織の保守性のなせる技といえますか、なるべく出さないという傾向があったことは事実で、それを原則公開ということにしたことで、そして、外部の第三者、或いは政務レベルでの判断ということを含むことで、飛躍的に公開の範囲は高まったと考えております。この方針をしっかり維持して、後世、検証に耐え得る外交政策というものを是非実現していきたいと思っております。」(平成22年5月25日)

すなわち、外交政策は、後世の歴史家等の検証に耐えうるものでなければならず、換言すれば、外交政策は、当該外交政策に係る文書が公開され、後世の歴史家等によって検証されることを当然の前提としている発言である。

イ また、行政刷新会議に設置された「行政透明化チーム」における情報公開法改正に関する議論において、2010(平成22)年4月2日、枝野幸男内閣府特命担当大臣(行政刷新)(当時)名で「行政の透明化に向けて」という文書が公表された(甲133)。この文書において、枝野幸男特命担当大臣(当時)は、

「意思決定過程の透明化は、より広く国民の行政への参加を促すと共に、公正な意思決定にもつながります。外務省で、いわゆる『密約』の存在を裏付ける文書が発見されました。外交・安全保障上、“公にしない”という高度な政策判断の余地があるのは否定しません。しかし、そのような高度な政策判断が下されたのであれば、後世に十分な検証を行い、非公開としたことの是非を評価すべきです。重大な政策の意思決定は、次代の批判に晒されるべきであって、歴史がその審判を下すことになるでしょう。行政刷新の第一歩は、行政の『無謬性』を過去のものとする事です。『行政は過ちを犯さない』という考えこそが、『由らしむべし知らしむべからず』という姿勢となって、不透明な意思決定過程につながってきたのではないのでしょうか。検証が不可能であるということと、誤りがないということは、全く異なるものです。より公正で、効率的な行政を実現するとともに、国民の政府への信頼

を回復するためにも、まずは行政の活動を透明化することが必要なのです。」

と述べており、ここでも、外交政策は、当該外交政策に係る文書が公開され、後世の歴史家等によって検証されることが当然の前提とされている。

ウ この点については、藪中三十二元外務事務次官も、

「交渉の妥当性、結果の評価については、やはり後世の歴史家に判断してもらうしかない。」(藪中三十二「国家の命運」[新潮新書 2010年10月] 121ページ)

と述べている(甲134)

他にも、

「外交交渉は国益を増進するためのゲームである。武力ではなく知恵をもって国際関係の中で自国の立場を高め、国民益を支える戦いが外交であるといえよう。その目的のため、ゲーム中は持ち札を雄弁に説明してイメージを高めたり、逆に札を伏せたり、巧妙な説明で苦境を脱したりすることもありうる。しかし一定期間を経れば、国民の信任を受けて行った政治外交であるから、原則的に公開して、国民への報告義務を果たし、国と国民のためになしたことにつき歴史的な再評価を受けるべきである。民主主義諸国はそのように公文書を取り計らっている。一定期間は概して30年である。」「時代の風：密約の検証＝防衛大学校校長・五百旗頭真(いおきべ・まこと)(毎日新聞2010年3月18日朝刊 インターネット掲載分より抜粋)(甲135)

など外交交渉の後世における歴史的な評価・検証の必要性及びそのために外交文書の原則公開の重要性に触れた記述がいくつも見られる。

エ また、今日は、

『パブリック・ディプロマシー』が重要な時代になってきている。パブリックディプロマシーとは、国際社会の中で自国の存在感を高め、自国のイメージを向上させ、自国についての理解を深めるために、相手国の政府ではなく、相手国の国民に働きかけていく外交活動である。そのために、政策広報としての情報発信、国際文

化交流（知的交流、文化・芸術交流、人物交流などを含む）、国際放送などの活動が複合的に展開される。（甲 1 3 6 [金子将史、北野充編著「パブリック・ディプロマシー 『世論の時代』の外交戦略」PHP研究所 2007年10月]中の「はじめに」の部分）

このような相手国の国民への働きかけが有効になされるためには、その大前提として自国民の理解と支持が不可欠となるが、外交交渉の動きについての正確な事実に基づく評価・分析・検証がなされなければ、断片的な情報により、メディアや国民は、感情論に流されるおそれがある。

すなわち、正しい世論を味方につけた、積極的外交やパブリック・ディプロマシーを展開するためにも、情報開示は極めて重要であり、とりわけ後述するように、30年を超えた歴史的な外交資料の全面公開とその研究による適切な批判・評価は、国民の理解と支持に基づく外交を展開するために極めて重要であると言わなければならない。

（2）日韓会談研究の重要性と文書全面公開の必要性

日韓会談は、1951年10月に予備会談として始まり、1965年6月22日に日韓基本条約が調印され、同年12月18日に発効した。日韓基本条約発効から既に45年が経過している。

そして、日韓会談文書として、外務省が開示決定した文書の作成年月日は、1946年10月から1971年11月までであり、最も古いもので54年、最も新しいものでも既に39年経過している。

戦後日本外交史における日韓会談及び日韓基本条約の重要性に鑑みれば、これらの公文書は、まさに公文書等の管理に関する法律（以下、「公文書管理法」という）2条6項でいう「歴史公文書等」（後世に残すべき対象となる資料として重要な公文書）であり、上記（1）のとおり、その外交交渉の妥当性・結果の評価について、正確な事実に基づく歴史的評価・検証・

判断がなされるべきものである。

日韓会談文書の研究は、1980年以前は、日本、米国、韓国を問わず、日韓会談の会議録や関連する外交文書はほとんど公開されず、研究には著しい制約があった。その後2004年までに、日韓会談をめぐる国際関係を知るための文書が徐々に利用できるようになったが、日韓会談に直接関わる案件については、日本政府が日朝交渉において日韓会談からの案件が継続しているとして、韓国政府に日韓会談に関連する外交文書の不開示を要請するなど非公開が続いていた。2004年2月、ソウル行政法院が「日本を相手に訴訟を進めている原告53人に韓日協定文書のうち損害賠償請求権関連5件の文書を公開せよ」とする判決を下したことを契機として、2005年1月に韓国外交通商部が日韓会談関連外交文書5件を公開するに至った。そして、同年に韓国側から日韓会談文書の全面公開がなされることとなり、これらの文書と、外務省が全部又は部分公開した日本側文書により、日韓会談の研究は進展してきているが、まだまだ途上であり、批判と検証という面では十分とはいえない。

「過去に学ぶということは、現在を省察し、未来を展望する営みである。過去をより誠実に学ぶには公開すべき資料がすべて公開されることが望まれる。研究者のみならず、学生、市民運動関係者からそれ以外の一般の市民まで、国籍や民族にかかわらず、広く日韓会談が関わる諸問題が議論されることが望ましい。日本における日韓会談文書の全面公開は、新しい世紀を生きるわれわれが、未来を見通すために過去を振り返る、その営みを確実に保障するはずである。」(以上、吉澤文寿「意見書 外交文書開示等に伴う日韓会談研究の進展について」[甲137 以下、「吉澤意見書」という] 2～6及び21ページ参照)

すなわち、日韓会談文書の全面公開は、日韓会談という「過去」に学び(日朝交渉に日韓会談の教訓を生かす[注2])、拉致問題等解決及び日朝

国交正常化交渉の停滞という「現在」を省察し、日韓国民の友好関係の促進、日朝間の懸案の解決と日朝国交正常化の実現及び東北アジアの平和構築という未来を展望することになり、日本国民にとって利益をもたらすことになる。

(注2)「日朝交渉に日韓会談の教訓を生かしてもらいたいと考えている。日韓会談では、日本が植民地支配への謝罪と補償を明記しようとしなかったことに対して、韓国で『屈辱外交』として反対運動が盛り上がった。そして、日韓条約締結後も、植民地支配に対する請求権放棄と経済協力方式に対して、被害者自身による告発や訴訟が行なわれていることはよく知られていることである。今回の平壤宣言では、日本は植民地支配への反省と『お詫び』を明言し、北朝鮮も経済協力方式で合意している。その意味で、日朝双方の外交努力によって、日韓会談より一歩前進したと言えなくもない。・・・北朝鮮による日本人拉致という国家犯罪に対する謝罪と補償、現状回復を要求するならば、日本は北朝鮮の人々に対して、いかに経済協力を歴史の清算への誠意を込めるかを考えるべきであろう(甲138 高崎宗司「検証 日朝交渉」[平凡社新書213 2004年2月] 211～212ページ)。

5 時の経過の考慮と「30年ルール」

(1) 外務省は、情報公開法の施行に合わせ、平成13年4月に、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に関する審査基準」(以下、単に「審査基準」という。甲139)を制定した(平成18年3月改正)。

そして、その「I 情報公開法第5条(開示/不開示に係る基本的考え方等)」「6. 不開示情報該当性の判断の時点」において、

「不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示

請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、『おそれ』が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。」と定め、「時の経過」及び「社会情勢の変化」を考慮することを明確にしている。

(2) 上記「審査基準」において、「時の経過」及び「社会情勢の変化」を考慮するとは、諸外国において公文書の公開について採用されている「30年ルール」のことを指す。すなわち、原告準備書面(1)(16～18ページ)でも述べたとおり、公文書については、諸外国ではその公開について、「30年ルール」が採用されており、30年を経過した公文書は、もはや歴史的文書とみなされ、原則として自動的に公開の対象となるべきものとされている。諸外国においても、何らかの安全保障上の問題や外交上の問題を抱えているが、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、保護の必要性が失われることが一般的であることを踏まえて「30年ルール」を採用しており、外務省の「審査基準」においても、「時の経過」及び「社会情勢の変化」を考慮するという形で、「30年ルール」が採用されていることが明らかである。

なお、わが国の公文書管理法においても、利用請求があった場合における利用制限事由の該当性判断にあたって、「時の経過を考慮する」ことが明文化されている(公文書管理法16条2項)。公文書管理法では「30年ルール」自体は採用していないものの、「30年ルール」も踏まえた総合的な判断が行われることが前提となっている(「逐条解説 公文書管理法」ぎょうせい 2009年10月20日 74～75ページ 甲111)。

(3) 外務省は、さらに、岡田克也外相(当時)主導の下で(当時「外交記録

公開に関する規則」（平成22年5月25日 以下、単に「規則」という）を制定（甲140）し（上記岡田克也外相（当時）発言は、この規則の制定を受けてのものである）、「作成又は取得から30年以上経過した行政文書については、原則として自動的に公開するとの方針に従って、第8条の規定により特定歴史公文書等として外交史料館に移管し、一般の利用に供するものとする。」（3条）と定め、「審査基準」で採用した「30年ルール」に従うことを確認している。

そして、この規則の対象は、5条において、

- ① 昭和53年12月31日までに作成されたもの
- ② 昭和54年1月1日以降に作成され、作成から30年以上経過するもの
- ③ 30年未満の保存期間が満了し、委員会が選定するもの

とされており、現時点において、日韓会談文書が、この規則の対象になることは明らかである。

(4) 以上からすれば、外務省は、情報公開法5条3号に関連する文書の開示・不開示の判断、すなわち「おそれ」及び「相当の理由」の判断にあたっては、「時の経過」及び「社会情勢の変化」を考慮、すなわち「30年ルール」に基づく自動公開原則を踏まえなければならないことを自らに課していることが明らかである。

したがって、本件日韓会談文書についても、当然に、「時の経過」及び「社会情勢の変化」を考慮する「30年ルール」を採用した審査基準並びに「30年ルール」に基づく自動公開原則を定めた規則（規則には、これまで既に開示請求された文書を除くなどの例外規定は全くおかれていない）に基づき、情報公開法5条3号「おそれ」及び「相当の理由」の該当性判断が厳格になされなければならない。

すなわち、本件日韓会談文書は、「30年ルール」からすれば全面公開が大前提である（公開される文書に振り分けられるべきもの）。仮に開示できない部分があるとすれば、被告国は、不開示理由を厳格（具体的かつ詳細）に主張しなければならないが、第1で述べたとおり、そのような主張は全くなされていないに等しいと言わざるを得ない。

第3 対北朝鮮「手の内論」への反論

1 はじめに

(1) 被告国は、被告準備書面（6）ないし（9）における不開示理由1 該当文書に係る不開示理由の大部分として、

ア 財産・請求権問題及び船舶引渡し問題等に関し、これらを解決するために日本政府部内で具体的に検討した内容等に係る部分（具体的文書は別紙1）について

「現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、上記の情報が公となれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想されることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。」

との不開示理由を主張し、

イ 財産・請求権問題において検討された具体的な問題についての具体的なデータに基づく具体的数値、検討経過、検討結果、試算等に係る部分（具体的文書は別紙2）について、

「現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しているところ、上記の情報が公となれば、当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされてしまい、我が国政府の外交戦術という

べき「手の内」を北朝鮮に予想されることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。」

との不開示理由を主張している。

(2) 上記不開示理由の主張は、「対北朝鮮『手の内』論」とまとめることができる。

被告国側においては、上記別紙1及び別紙2記載の具体的文書について、「手の内」を北朝鮮に予想されることとなり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなる」と包括的に不開示理由を主張するのみで、個々の文書ごとの不開示理由を個別具体的に主張していないことから、本準備書面においては、「対北朝鮮『手の内』論」に対する反論として、「日韓会談文書の全面公開によって、北朝鮮との国交正常化交渉への支障は生じない」ことを包括的に主張展開することとする。

(3) なお、日韓会談では、請求権問題に関して、「日韓請求権並びに経済協力協定（財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定）」（甲141）が結ばれている。ここでは、日本が、韓国に対して、①3億ドルの生産物及び役務を無償で供与すること、②2億ドルの長期低利の貸付、③両国の間の請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたことの確認等が定められた。

2 日韓会談と日朝交渉の歴史的 position づけの相違等

(1) 第2、2（14ページ）で述べたとおり、日韓会談は東西「冷戦」の真只中に行なわれたものであり、日朝国交正常化交渉は、それが1991年に始まったことから分かるとおり、冷戦後の国際政治構造の中でなされ

ているものである。この点については、既に一部触れたが、以下の論稿が違いを非常によく表している。

「日韓と日朝の交渉の間には大きな違いもあるわけです。日韓交渉は冷戦の真っ直中で行われたものであって、日韓関係はもちろん直接的な同盟関係ではありませんけれども、当時の反共自由主義陣営の一員としてアメリカという共通の同盟国によって直接もしくは間接に媒介された関係、・・・いわゆる「擬似同盟関係」であったために、冷戦において反共自由主義陣営の結束を強化するために日本と韓国が経済協力することでお互いの経済発展と政治的な安定を確保するという目的が優先されたわけです。」「それに対して日朝国交正常化交渉というのは、冷戦の中で起こっているのではなくて、91年に始まったということにも現れていますように、ポスト冷戦という状況の中で起こったわけです。したがって、日韓と日朝との間には、大きな違いがあります。日韓交渉を促進したのはもちろんある種の経済的な利害関係というものもあったわけですが、それに優るとも劣らず重要な促進要因になったのは、冷戦だったわけです。しかし、日朝交渉というのは日韓に比べると交渉を促進する力というものはやはり弱いのではないかと思います。まあ、これは経済的な問題にしてもそうですけれども、それから国際政治の力学としてもまだまだ弱いと考えられます。」(甲126 33～35ページ)

外交交渉において、交渉時の国際政治状況や国際政治力学の影響が極めて大きいことは周知の事実である。ある「手の内」も特定の国際政治状況や特定の国際政治力学の中では有効かもしれないが、それと大きく異なる国際政治状況や国際政治力学の中では無意味となる場合がある。上記のことからすれば、被告国が、対北朝鮮に対する「手の内」と考えている不開示情報も、その程度のもの(無意味なもの)であると言わざるを得ない。

(2) 次に、既に第2で述べたとおり、日韓会談後半世紀の間に、日本の「歴史認識」及び植民地支配に関する考え方は大きく変化している。すなわち、

日朝国交正常化交渉は、「村山談話」並びに、それを踏襲した「日韓共同宣言」、「日朝平壤宣言」及び「菅談話」における「歴史認識」や植民地支配不当論に立脚して交渉が進められなければならない。日韓会談の時点と大きく異なっており、この点からも、被告国が、対北朝鮮に対する「手の内」と考えている不開示情報が、日朝国交正常化交渉では、有効性を失っていると云わざるを得ない。

- (3) さらに、日韓会談における最大の問題は、請求権問題であったが、日朝国交正常化交渉においては、既に述べたとおり「日朝平壤宣言」第2項において、北朝鮮が経済協力方式に従い、請求権を放棄することで決着がつけられている。

「日朝間の合意は、小泉訪朝時の日朝平壤宣言がすべてであり、それ以上でもそれ以下でもない。」(甲142 田中均「プロフェッショナルの交渉力」[講談社 2009年3月] 159～160ページ)のである。

この点については、以下の論稿がポイントをついている。

「日韓交渉において、・・・やはり最大の問題は、いわゆる請求権問題と呼ばれるものだったわけですね。つまり、植民地支配によって生じた経済的な関係にどのような形で決着をつけるのかということです。・・・ただ、日朝に関しては、・・・この請求権問題、どういう名目でどれだけの金額を日本が北朝鮮に移転するのかという問題に関しては、実は2002年の日朝平壤宣言で、北朝鮮側が日韓方式、つまり経済協力方式に従うことで、最大の難関と思われていた問題に決着がつけられるという状況になっています。その意味で言いますと、日韓の最大の難関であった問題が日朝に関してはクリアされていると言っても過言ではないと思います。」(甲126 33～35ページ)

一方、現在及び将来における日朝国交正常化交渉において最もネックと

なっているのは、既に述べたとおり、「核問題」や「拉致問題」である。これらの問題は、日韓会談当時は発生していなかった新しく解決困難な問題であり、しかも、これらの問題は、日朝二国間のみで到底処理できる問題ではなく、六者協議の当事国も含めた多角的外交交渉を駆使して臨まなければならないものである（特に北朝鮮は、米国、中国の動向を気にしており、日朝国交正常化交渉は、米国、中国の動きを踏まえ取り組まなければならないことは明らかである）。

以上のような状況においては、半世紀前における、請求権問題を中心とする日韓会談において検討された、解決に向けて日本政府部内で具体的に検討した内容や具体的なデータに基づく具体的数値、検討経過、検討結果、試算等は、北朝鮮との交渉における「手の内」としての有効性は失っていると云わざるを得ない。

なお、付言すれば、「日朝平壤宣言」において、北朝鮮側が、経済協力方式と請求権放棄で合意したことから、北朝鮮側においては（現在の国家としての意思決定の在り方に理解しがたい点はあるとしても）、日韓会談において経済協力方式で請求権問題に決着をつけるまでの経緯について、（日韓会談当時からの情報も含め）表面的な情報だけでなく、裏の情報も含めてある程度把握した上で、上記合意内容で「手を打った」と考えることができる。そうであれば、被告国が、「手の内」と考えている不開示情報は、韓国側から全面公開された日韓会談の文書とともに（これらを手かかりとして）、既に北朝鮮側に把握されている可能性があると考えべきであり、もはや「手の内」とする価値はなくなっていると云わざるを得ない。

3 請求権問題に関わる金額及び試算方法等について

(1) 不開示部分の一部は、他の文書において既に開示済み

被告国が、請求権問題に関わる金額及び試算方法等であるため、「手の内」

情報として不開示としている情報の中には、以下のとおり、韓国において全面公開された日韓会談文書及び被告国の提出した他の開示（部分開示）文書から、既に明らかになっているものがある。

ア 被告準備書面（9）文書番号1744-3枚目から9枚目

（ア）不開示情報の内容

文書番号1744（乙338）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年1月30日付「韓国一般請求権のうち朝鮮人徴用労務者、軍人軍属、文官恩給該当者数に関する件（伊関局長指示事項）」、同年2月9日付「朝鮮人移入労務者数」と各題する内部文書により構成されており、朝鮮人用労務者、軍人軍属への見舞金、及び軍人、文官への恩給の金額の算出の基礎となる該当人数の算出方法並びに政府内部で算出された具体的な該当人数と同問題に関する日本政府の見解と対処方針が記載されている。

（イ）不開示とされている情報

文書1744の中で不開示とされている情報は、大きく、前半の12ページにわたる不開示部と、後半の資料（主に集計表）部分とに分けられる。

この中で、後半の資料部分については、北東アジア課で収集・作成したと思われる資料であり、その資料の中の数値の部分が不開示情報となっている。

（ウ）すでに公開されている情報である

甲143号証の1の資料は、故金英達氏（注3）が入手したものであるとされ、2003年2月に発刊された金英達著『朝鮮人強制連行の研究』（甲143の3）や1991年5月に発刊された田中宏著『在日外国人』（甲143の4）など多くの歴史研究書などでデータが引用されるな

ど、広く公開されている資料である。この資料は「朝鮮人移入労務者数」と題され、右下に「37. 2. 9」「北東アジア課」と記載された文書に続く一連の文書である（甲143の1）。

（注3）金英達（キムヨンダル）：1948年愛知県生まれ。神戸大学卒業。花園大学、関西大学、奈良産業大学などの非常勤講師を務める。むくげの会、兵庫朝鮮関係研究会、在日朝鮮人運動史研究会等の会員として活動。2000年死去。専門は、在日コリアンの歴史・法的地位問題。

文書1744の3枚目から9枚目の後半部分（甲143の2 3～9枚目）と比べると、全く同じ文書であることが分かる。

この公開文書入手経路については、入手したとされる金英達氏が既に亡くなっているため、その正確な経路は不明であるが、どのような経路であるにせよ、この公開文書が全くの偽造文書でもない限り、これが文書1744の3枚目から9枚目の後半部分（甲143の2 3～9枚目）と同じであることは、誰の目にも明らかである。

イ 被告準備書面（1）文書番号374－25枚目

（ア）不開示情報の内容

文書374（乙21）は、大蔵省（当時）及び外務省等が作成した内部文書であり、日韓間の財産・請求権問題について、日本政府の対応等に関する内部の検討状況等が関連資料と共に記録されている。

不開示部分25枚目は、上記関連資料として、具体的なデータに基づく具体的な数値が記載された部分である（甲143の5）。

（イ）不開示とされている情報

文書には「外務省」の表題の後、資料のタイトルである「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」と記載され、不開示情報である表の右肩部分には、「昭和37年1月23日」の日付と「北東アジア課」という記載があり、不開示情報である表の下部に「厚生省援護局調査による」との記

載がある。

当該表とタイトルを見れば、不開示情報の具体的な内容は、日本陸軍・海軍における朝鮮人軍人軍属について、その復員数と死亡者数をまとめた表であることがわかる。

(ウ) 類似不開示文書

文書番号1744（被告準備書面（9）、乙338、番号205）の8枚目（甲143の2 8枚目）においても、同様の資料が不開示とされており、こちらは厚生省援護局が作成したと思われる「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」である。こちらについては、文書374—25枚目と異なり、表の中の身分事項である「軍人」「軍属」と「計」の部分は不開示になっていない。

文書374—25枚目の表の下部に「厚生省援護局調査による」との記載がある以上、両文書における表の体裁やその作成時期から比較しても、この文書1744—8枚目の情報をもとに、文書374—25枚目の表が作成されたものであることは間違いがない。

(エ) 既に公開されている情報である

① 韓国側の資料

韓国側で公開された韓日会談関連文書中の文書（27巻の258枚目）に日本語で作成された資料（甲143の6）があり、これは会談中に日本から公開された資料であるが、それを見ると、「朝鮮関係軍人軍属数」とあり、文書374—25枚目及び文書1744—8枚目と同じ表が記載されており、下部の注記には、「注1. 本計数は全朝鮮分であり、南北鮮の区別を行っていない。」「2. 本計数には日本在住者を含む。」と記載されている。

② 日本側の資料

文書番号1736（被告準備書面9、乙336、番号201）—33

枚目（甲143の7）においては、「軍人軍属（37年2月厚生省調）」との記載の後に「軍人」「軍属」の区別の下に「復員」数及び「死亡」数が記載されており、その数値は、すべて、韓国27巻の258枚目と同じであり、また、注記の内容も同じである。

③ 日本ですでに公開されている文書

上記ア（ウ）で紹介した甲143の2の中に、厚生省援護局が作成したと思われる「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」がある（甲143の13枚目）。

この情報を見るかぎり、文書1736-33枚目の「軍人」「軍属」の「復員」数及び「死亡」数がぴたりと一致している。

④ 以上の通り、これらの各文書を比較すれば一目瞭然の通り、文書374-25枚目の不開示情報が文書1744-8枚目の不開示情報と同じであり、しかも、これらの情報は既に日本と韓国で公開されている情報であると言える。

（以上、イにつき、甲144 李洋秀「意見書」[以下、「李意見書」という]「二 既に開示されている文書の例 6、」参照）

ウ 被告準備書面（8）文書番号1594-17枚目

被告準備書面（6）文書番号525-55枚目

（ア）不開示情報の内容

①文書1594（乙311）は、外務省アジア局第一課が作成した昭和32年3月付で作成した「財産請求権問題」、「財産請求権問題（訂正版）」と各題するほぼ同一内容の2つの内部文書で構成されており、サンフランシスコ平和条約4条の解釈に関する日韓双方の主張及びに韓国の主張する対日請求権の内容の概要等が記載されている。

（17枚目）17ページ約1行分

政府部内で試算した韓国の対日請求権の個別具体的な特定の項目及び

その金額が記載されている。

②文書番号 5 2 5 (乙 1 8.5 号証) は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和 3 5 年 4 月 1 日付け「日韓会談重要資料集」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題についての政府部内での検討の過程等が記載されている。

(5 5 枚目) 5 5 ページ約 1 行分

「正式提示を留保する請求権項目及び概算金額」の一項目の具体的内容及び金額が記載されている。

(イ) 不開示とされている情報

不開示情報は、「AIDE-MEMOIRE on talking of the 28th May, 1953」との表題がついた文書の一部であるが、「正式提示を留保する請求権項目及び概算金額」とされるうちの一項目である。

(ウ) すでに公開されている情報である

既に韓国で開示されている韓日会談関連文書の中で「一般請求権小委員会関係文書送付の件」と題する文書が存在し、同文書によれば、韓国側が日本語で作成して Aide-Memoire と題目をつけた“メモ”形式の文書を 3 度にわたって日本側に提示したと記載されており、その原本が韓国側で発見できなかつたので、その写本（原本は、韓国側が作成した文書であるから、手書きの文書の中央部に「大韓民国駐日代表部」と印刷された用紙が使用されている）を日本から受け取ったと記載されている（甲 1 4 3 の 8 1、2 枚目）。そして、韓国で開示された文書（日本側から受け取った写本）と文書 5 2 5 の不開示部分を含む文書（甲 1 4 3 の 9）及び文書 1 5 9 4 の不開示部分を含む文書（甲 1 4 3 の 1 0）を対照すれば、これらの文書が全く同一内容の文書であることは明白である。

とすると、不開示情報の内容は、「韓国人官吏に対する恩給等諸未払金

(日本恩給局によれば約5億円)」であり、この情報は既に公開されている情報である(甲143の8 7枚目下段)。

(以上、ウにつき、甲144 「李意見書」「二 既に開示されている文書の例 2、」参照)

エ 以上のとおり、日韓の交渉において一番の重要懸案であったとされる請求権問題に関連する文書で、かつ、被告国の主張によれば、北朝鮮との関係でも重要な問題となる事項について、被告国が手の内をさらけ出さたくないとする不開示情報の中には、明らかに日本や韓国で開示されている情報がある(このほかにも、韓国の公開文書から内容がほぼ特定できる文書は多数ある。この点につき、甲144 「李意見書」「二 既に開示されている文書の例」のうち「1、」、「2、」、「3、」、「4、」、「6、」、「7、」、「8、」参照)。

オ この点に関連し、被告国は、韓国政府が日韓会談に関する文書を開示したとしても、「内容が全く一致するものではなく、相手方のやり取りだけでなく、当方の評価、分析、判断なども記載されることがあり」、「それぞれの国が公開を決定するに当たって、専門的、政策的な判断により、自国の国益を害するおそれの有無、あるいは公開することによる利益の有無等について慎重に検討し、少なくとも自国の国益を損なうことのないように独自に判断を下しているものと考えられ」るから、「我が国の国益や立場を総合的に検討し独自に判断した上で決定する必要がある、相手国が二国間交渉に係る文書を公開したことをもって、我が国が同様の交渉に係る文書を公開したとしても、我が国の『外交にとって不利益を生ずるおそれ』はないと断定し得ない」と主張する(被告準備書面(1)9ページ)。

また、東京地裁平成21年12月16日判決(以下、「第二次訴訟東京地裁判決」という)は、「他の文書等との比較対照等を行うことにより不開示

部分に記録された情報の内容等を推測することと、担当部局により作成された外交政策に関する行政文書に記録された情報の内容が現実に明らかにされることとは、次元を異にするものであり、日朝国交正常化交渉に与える影響も異なるものである」（22ページなど）と判示している。

カ しかしながら、まず言えることは、上記のような数字等については、客観的なものであるから、あるところで一旦開示されてしまえば、別のところで不開示とする意味は全くなく、被告国の上記主張や第二次訴訟東京地裁判決の判示は不開示とする根拠とならない。

キ また、そもそも、不開示文書の内容が判明又は推測される場合は、その内容が開示されることによって生じる「自国の国益を害するおそれ」（情報公開法5条3号の「おそれ」）は、劇的に減少し、それでもなお、上記「おそれ」があると主張するのであれば、不開示文書の内容が判明又は推測されない場合以上の、「おそれ」を根拠づける詳細かつ具体的な主張が必要となることは、論理的にも明らかである。なお、韓国側から公開された日韓会談文書にはあてはまらないが、例えば、似て非なる不確実な内容の外交情報が出回ることで生じる混乱等に伴う国益の毀損を回避するために、かえって、正確な情報の公開を積極的に行うべきとの要請が高まると言うべきである。

しかし、被告国は、上記のとおり、抽象的な主張をするのみであり、不開示理由の主張になっていない。

第二次訴訟東京地裁判決の上記判示も、不開示文書の内容が判明又は推測される場合と、不開示文書の内容が判明又は推測されない場合とで、発生する「おそれ」のレベルが格段に異なる（換言すれば、「おそれ」を根拠づける理由のレベルが格段に異なる、すなわち、前者は、後者よりも遥かに詳細かつ具体的な理由づけ（いわば「特別の理由」と言うべきもの）が必要となる）ことを全く考慮せずになされたものであり、誤った考え方で

ある。

ク 被告国は、具体的な事項や数字を不開示とするのであるが、それらの事項や数字については、当然のことながら、日韓会談において相手国である韓国から請求されれば、日本政府として回答しなければならない項目や数値・金額であったはずであるから、これらの情報については、北朝鮮との交渉においても、北朝鮮から要求されれば開示しなければならなくなる情報であると言える。にもかかわらず、被告国は、「手の内」だとして、過去の数値や金額を隠そうとしているのであり、このような真実の隠ぺいに、外交上のどのような利益があるのかは全くもって不明であると言わざるを得ない。

しかも、文書1594と文書525の不開示情報に至っては、韓国で開示された文書の内容から、韓国から日本に対して提示された具体的な項目及び金額であることは明白であり、決して、被告の主張するような「韓国の対日請求権の個別具体的な特定項目について政府部内で試算した具体的な金額」でないことは明らかである。このような情報がはたして秘密とすべき情報に値するかどうかは別として、韓国側から提示された情報を、被告国は「政府部内で試算した具体的な金額」と認識していたという事実は見過ごせないものがある。

つまり、このような情報が不開示とされている背景を考えると、被告国は、請求権問題に関連するもので、何か具体的な数値や金額のものがあつた場合、「とりあえず不開示にしておこう」との判断基準で不開示にしているのであって、個別具体的な情報について個別具体的に外交上不開示とすべき情報であるかどうかの吟味・検討を全く行っていないと言わざるを得ない。

このように、本件で開示請求の対象となっている文書について、被告国側の主張するような不開示理由に該当する情報ではない情報にもかかわらず

ず、被告国が不開示としている情報が多数発見されているという事実からすれば、その他の不開示情報についても、不開示理由に該当する情報であるかどうかの相当性すら怪しいのであり、不開示理由に該当し不開示とすべき情報であるかどうかの選別を被告国が正しく行えていないという実例が存在する以上、不開示情報のすべてについて不開示理由該当性が否定されるべきである。

(2) 試算方法を不開示とする理由のないこと

被告国が不開示としている試算方法について言えば、当該試算方法が合理的なもの（どこに出しても説得力のあるもの）であれば、それを全面公開して北朝鮮が知るところとなっても、日朝国交正常化交渉上何らの支障もない（その試算方法をもって、北朝鮮と堂々と交渉すればよい）。

一方、試算方法に合理性がないならば、そもそも日朝国交正常化交渉の場では使えないはずである。日朝国交正常化交渉で使えないのであれば、そもそも「手の内」情報ですらないのであり、全面公開することに日朝国交正常化交渉上何らの支障もない。

(3) 請求権問題に係る金額等の交渉経緯と米国の影響

ア 請求権問題に係る金額等の交渉経緯は既に明らかであること

「吉澤意見書」（甲 1 3 7 1 0～2 0 ページ）及び「日韓会談と〔請求権問題〕」（李洋秀 甲 1 4 5）（全体）のとおり、請求権問題に係る金額等の交渉経緯については、既にほとんど明らかになっており、請求権問題に係る日本側の金額及び試算方法等は、もはや、北朝鮮との交渉における「手の内」としての価値は失われていると言わざるを得ない。

イ 請求権問題に係る金額決定における米国の影響

請求権問題について、経済協力方式に基づく「無償供与 3 億ドル、有償

援助 2 億ドル」の合意については、いわゆる金・大平会談にいたるまでに日韓の間でさまざまな金額等の交渉があったことは事実であるが、その金額の決定については、米国の意向・影響力が大きく反映されていた。このことは以下の状況からも伺える。

(ア) 第 1 次会談が 1952 年 4 月に決裂したのち、米國務省は梁裕燦駐米韓国大使を通じ、サ条約第 4 条 b 項の解釈として、日本が在朝日本人財産に対する請求権を主張できないことと、請求権交渉において韓国が米国から在朝日本人財産を譲渡されたことを考慮すべきであることを伝えた。・・・

日本政府は平和線問題による日本漁船の拿捕について早急に対応すべく日韓会談を再開させたが、在朝日本人財産にたいする請求権を固守し、韓国側に「互譲の精神」を強要することで対日請求権の放棄を促すかたちで、請求権の相互放棄を方針とした。それと合わせて、文化財については請求権から切り離し、日本から韓国に引き渡せるものを「贈与」することで解決しようとした。しかし、サ条約第 4 条 b について米國務省の解釈をすでに得ている韓国側がこのような日本側の提案を受け入れるはずがなかった（甲 137 「吉澤意見書」 8、10 ページ）。

(イ) 『日韓国交正常化交渉の記録 総説 9』（文書番号 1882）に収められている「日韓会談の今後の進め方に関する基本方針（案）」及び「日韓会談における請求権問題交渉の今後の進め方について」（いずれも 1962 年 7 月 20 日付、アジア局作成）が興味深い。これは池田内閣改造で大平正芳が外相に就任した後の同年 7 月 24 日に行なわれた外務省幹部会議で配布された資料である。まず、前者の文書において、請求権問題についての「基本方針」は次のように示されている。

(i) 韓国側に対し、日本側が『請求権』として支払いうるものは、韓国側の諸請求のうち南鮮地域及びその住民の日本国および日本国

民に対する請求であって、かつ、事実および法律関係が明白に立証されるものに限られ、しかも、その支払いの具体的金額の決定に当たっては、平和条約第4条に関するいわゆる『米国解釈』を考慮に入れる必要があり、結局その金額はきわめて少額にとどまらざるを得ないことを説明する。(以下略)(甲137 「吉澤意見書」15ページ)

(ウ) アメリカの介入で第2次韓日会談が再開されます(原文ママ)(甲145 2ページ)。

(エ) しかし、7,000万ドルというのは余りに少ないと米国側から注文が付きます。(原文ママ)

1962年4月21日「小坂＝ライシャワー会談」(日本側文書506-8-302)

ライシャワー大使は小坂外務大臣と会談した際に、「米国として、今次会談の結果、日韓会談が後退したようになったことに対して失望している。自分としては、日本側の7,000万ドルというのはあまりにアンリアルリスティック(非現実的)な数字であり、数億ドルは出さねば解決しないと考える。韓国人はセンシティブ(敏感)でありサイコロジィ(心理学)の問題である」と語った。(甲144 「李意見書」20ページ及び甲145 11～12ページ)

(オ) われわれの最終譲歩妥結金額をケネディ大統領に通報したことがある。交渉の技術上、日本側が1億5千万ドルを提示したらわれわれは6億ドルを提示せよ。また日本が2億に上げたらわれわれも5億に下げても良い。日本が2億5千万ドルまで接近したら、政府の指示を受けて交渉に入るように方針を決めた。(甲145 13ページ)

(カ) 1960年4月19日の4月革命後、8月23日に張勉内閣が成立して、外務部長官に就任した鄭一亨長官がその翌日、日韓会談をソウルで開くことを正式に日本側に提案した背景については、アメリカが「対

日強硬論者である李（承晩）大統領が引くや急いで韓日関係を調整しようとした」（甲146 高崎宗司「検証 日韓会談」〔岩波新書 1996年12月20日〕102ページ）

(キ) 1961年6月に訪米した池田（隼人首相）を迎えたケネディ大統領も、池田に日韓会談に本腰を入れるよう勧めた。「池田訪米に際して作成されたアメリカ側の会談準備資料は、韓日交渉に対する日本側の譲歩とイニシアティブを強調することを一つの特徴としていた」し、「アメリカ政府は、池田訪米後、韓日会談を一挙に妥結の方向にもっていくことが可能であり、またそうすべきだと考えたようである。」（甲146 118ページ）

(ク) 1961年11月12日の朴正熙議長と池田首相の会談の際、請求権問題の処理方式に関して次のように合意した。

「①韓国の対日請求権とは（中略）賠償的なものでないこと（下略）

②請求権問題は事務的に資料に当たって計算すべきもので、いきなり政治折衝で『つかみ金』を決めるべきでない（中略）こと

③請求権を厳密に絞る代わりに、韓国の経済開発5か年計画に応じた経済協力を韓国側にきわめて有利な条件で供与すること}

この報告を聞いたライシャワー駐日大使は『まさに期待どおりの展開で、会合のお膳立てをした私としても、すばらしい成果に幸せな気分だった』と日記に書いている。

この間（11月2日）、アメリカからはラスク国务長官が来日して池田首相と会談し、『対日財産請求権と絡んで3億数千万ドルという数字もきいているが、この資金は韓国の5か年計画に組み入れられることになっているので、早急に決めてほしい』と公式に促した」（甲146 124～125ページ）

ウ 要するに、被告国が不開示情報としている請求権問題に関わる金額等は、

米国の意向・影響力で決まったのであり、日本側の金額及び試算方法等のみを「手の内」情報として不開示とする理由はないと言わざるを得ない。

そもそも、既に述べたとおり、日朝国交正常化交渉においては、「核問題」等の存在から、日韓会談のとき以上に米国の影響力は大きい。さらに中国の影響力も大きいのであり、日韓会談における請求権問題に係る日本側の金額及び試算方法等が開示されたとしても、もはや、北朝鮮との交渉における「手の内」としての価値は失われていると言わざるを得ないのである。

(4) 日本が北朝鮮に支払う無償資金協力金等の額に係る金丸発言

なお、「日朝平壤宣言」で合意された経済協力方式に基づき、日本が北朝鮮に支払う無償資金協力金等の額について、既に金丸信・金日成秘密会談（1990年9月26日 金丸訪朝団の訪朝時（9月24日～28日））において、金丸氏が、以下のやりとりにあるとおり、日朝正常化資金として、「80億ドルが可能」と言及したとの事実がある。

この数字は、日韓会談当時の額（5億ドル）に25年分のインフレ率を乗じた数字ではなく、この秘密会談の記録は、北朝鮮側には記録が残っているとのことなので、日韓会談時の請求権問題に係る金額は、インフレ率を勘案したとしても、北朝鮮側としては、既にこの時点でベースにしていると言わざるを得ない。なおさら、今後の日朝国交正常化交渉における無償資金協力金等の額の算定については、日韓会談当時に日本と韓国との間で議論となった算定に関する考え方や方法等がそのまま通用すると考えることはできず、その意味からも、被告国が不開示情報としている請求権問題に関わる金額及び試算方法等は、もはや「手の内」情報に該当しないと断言するを得ない。

金丸氏は、金日成主席との秘密会談で何を約束したのか。会談の記録は北朝鮮

側にしか残っていない。北朝鮮の関係者によると、次のようなやり取りがあったという。

金日成 日朝の国交正常化を直ちに実現したい。

金丸信 日中国交正常化を参考にまず連絡事務所の設置から始めるほうがいい。

金日成 早期の日朝正常化は可能である。直ちに交渉に取り掛かりたい。

金丸信 それほどいわれるのなら、やってみましょう。

金日成 日朝が正常化すれば、日本からどのくらいの資金を得られるか。

金丸信 日韓正常化の際には、総額5億ドルの正常化資金で合意した。それから25年が過ぎているので、大蔵省はインフレを計算して50億ドルというかもしれない。北朝鮮は、100億ドルを要求しなさい。そうすれば、多分75億ドルで妥結するだろう。そうなったら、私が5億ドル政治加算します。80億ドルではどうでしょうか。

金日成 それで結構です。

(以上、甲147 重村智計「北朝鮮の外交戦略」[講談社現代新書 2000年11月] 165～166ページ)

第4 具体的文書における不開示理由に対する反論

1 文化財問題に係る不開示理由に対する反論

(1) 文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の内容

文化財の返還については、日韓基本条約の関係諸規定として、文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定が締結された(甲148)。そこでは、「両国の文化における歴史的な関係にかんがみ、両国の学術及び文化の発展並びに研究に寄与することを希望して」、両国が、両国民間の文化関係を増進させるためできる限り協力を行うこと、附属書に掲げる文化財を協定の効力発生後6か月以内に日本が韓国に引き渡すこと、

両国がそれぞれ自国の美術館、博物館、図書館その他学術及び文化に関する施設が保有する文化財について他方の国の国民に研究する機会を与えるため、できる限り便宜を与えることが定められた。

(2) 文化財問題に関する被告国の不開示理由 1 の内実

被告国は、文化財問題に関する文書について、不開示理由該当性について、文書 380 及び 386 に関する箇所で「文化財に関する我が国政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性がある」と主張し（文書 380 について被告準備書面（6）13～14 頁、文書 386 について被告準備書面（7）7 頁）、その他の文化財問題に関する文書も、不開示理由は同様であるとしている。

しかし、被告国が不開示とする文化財問題に関する文書は、大別して 2 つに分類することができる。

一つの分類は日本に所在する韓国の書籍の書名、冊数、文化財の品名、発見場所、数量などを記載した目録である（別紙 3-1）。

被告準備書面（6）：文書 380、383、384、385

被告準備書面（7）：386、387、390、458、567、570、583、584、586、587、588、589、591、1116、1118、1119、1121、1165

もう一つの分類は文化財問題に関する法律解釈の方針、問題点、対策、解決策などを政府部内で検討した内容、経過等である（別紙 3-2）。

被告準備書面（7）：文書 572、573、576、578、592、595、596、1117、1120

被告準備書面（8）：文書 1316③

(3) 被告国の不開示決定には理由がない

これら2つの分類に対して、被告国の「文化財に関する我が国政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性がある」との不開示理由は、具体性を欠いている。

ア まず、日韓会談が終わり、日韓基本条約、文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定が成立した後にも、文化財返還の問題は何ら最終的な解決をみていない。それは、第3で述べた財産請求権問題と同様に、過去の清算問題の一環だからである(甲137 「吉澤意見書」18ページ)。

日本に所在する文化財について、その存在を隠すこと自体が不開示の理由とはならない。すなわち、上記第2で述べたとおり、日韓会談においては、日本は植民地支配正当論という歴史認識に立っていた。しかし、その歴史認識は植民地支配不当論へと根本的原理が転換されているのであり、日韓会談において文化財に関する交渉の前提となった議論は放棄されている。植民地支配正当論に立つならば、植民地支配当時に、日本が韓国から持ち出した文化財は、正当な取得として主張しうるとしても、日本政府が植民地支配不当論を前提とする現在の外交方針に立っている以上、文化財返還をめぐる交渉も、日本政府が把握している文化財の所在を秘匿したまま、駆け引きを行うという不誠実な交渉を行うことは許されない。植民地支配不当論に基づく交渉は、日本政府が把握している文化財の所在を明らかにし、その返還の要否、時期、方法等を協議するものとなるのが必定である。

逆に、日本政府が、その把握している文化財の所在を秘匿し続けることは、日本と北朝鮮との間の交渉の前提となる信頼関係を損なう行為であり、かえって将来の文化財に関する交渉を著しく困難にすることは明らかである。たとえば、北朝鮮が、日本に対し、文化財の所在を照会したにもかかわらず、これを知らせることなく協議を行っていたところ、その後、北朝鮮が照会をしていた文化財そのものが日本に所在することが明らかになった事例を想定すれば、このことは容易に理解できる。すなわち、北朝鮮側からみれば、

日本側が、日本に北朝鮮の文化財があるにもかかわらず、これをないかのよ
うに装い、文化財返還を免れようとしたとしか受け取ることができないはず
であり、文化財に関する交渉に深刻な支障を生じることは疑いない。

ひいては、日本政府のそのような不誠実な外交交渉は、外務省設置法3条
が外務省の任務として定める「良好な国際環境」、「調和ある対外関係」そし
て「日本国及び日本国民の利益」に相反することとなる。植民地支配不当論
を前提とする日本の外交にとって、歴史的事実に関する基本的な情報を秘匿
したまま追求を免れるための駆け引きの手段にするということは、外務省に
とって正当な処分理由とはなり得ない。

イ 日韓会談後も、韓国では文化財返還の要求は続けられており、近年は市民
団体や国会議員らと超党派の協力によって文化財の返還要求が行われてい
る。

現に、これまで、日韓会談当時にはその所在等を明らかにしないまま協定
を結んだものの、その後、文化財が韓国に続々戻されている。

たとえば、1995年、山口県立大学付属図書館が所蔵する寺内（正毅）
文庫の2万冊のうち1万冊が、韓国に寄贈されている。

また、朝鮮の建国以来、約500年に及ぶ歴史的事実を編年体で編纂した
記録である『朝鮮王朝実録』のうち五大山史庫本は、1913年寺内正毅に
よって持ちだされたとされ、東京帝国大学図書館がこれを保有していた。関
東大震災により、その多くが焼失し、残った書籍の一部が1932年に韓国
に返還されたものの、残りは東京大学が所蔵を続けていた。しかし、東京大
学は、2006年にソウル大学に寄贈をすることによって同書を返還した。

さらに、2007年には、豊臣秀吉が朝鮮に攻め入った時に加藤清正の率
いる兵を朝鮮の義勇軍が撃破したことを称えた碑石である「北関大捷碑（ほ
っかんだいしょうひ）」を所蔵していた靖国神社が、石碑を返還した。石碑
はいったん韓国でしばらく展示されたあと、石碑が設置されたいた元の場所

である北朝鮮に帰郷した。これらは、韓国側から、直接に、文化財を所蔵する者に対して返還が請求されたものである。

2010年8月には、「菅談話」が発表され、そこに「朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島由来の貴重な図書について、韓国の人々の期待に応じて近くこれらをお渡しがしたいと思っております」とする一文が盛り込まれた（甲125）。同年11月の日韓首脳会談において、朝鮮王室儀軌を含めた図1205冊を韓国に引き渡すことで正式に合意が成立している。

ウ 文化財の返還については、1972年にユネスコ総会で採択されたユネスコ文化財協約があり、各国文化財の不法的な輸出入および移転を禁止する内容を記している。ユネスコはこの協約をもとに78年、第20回ユネスコ総会で「文化財返還促進政府間委員会」（ICPRCP）も設立した。協約には、協約以前に不法的な輸出入及び移転がなされた文化財には溯及適用されないと定められているものの、協約の適用如何にかかわらず、文化財の返還を求める国際会議が開かれるなど、文化財返還について全世界的に機運が高まっている。

エ このとおり、日韓会談の文化財協定の存在にかかわらず、文化財の問題は解決しておらず、今なお懸案事項として、韓国側からの文化財の返還の要求とこれに対する日本側の応答が繰り返されている。

今後も、文化財の返還については、日韓会談の枠組みとは別に、元あった場所に文化財を戻すという観点からの交渉が続けられることは疑いのないところであって、いまさら文化財の所在等を公開したとしても、北朝鮮との間の国交正常化交渉において、交渉上不利益が生じるおそれはない。むしろ、それは日本が日韓会談当時に返還したくないと考えていた文化財のリストが明らかになるだけであって、現時点の公開において、それは何ら有意な意味を持つものではない。日本が植民地支配不当論という歴史認識に立つ以上、

堂々と韓国又は北朝鮮の文化財の所在等を明らかにすべきである。

オ 次に、日本に所在する韓国の文化財のなかには、その存在が知られているものが多く存在する。

植民地支配を通して日本に持ち込まれた文化財は、東京国立博物館「小倉コレクション」、東京大学、京都大学等の大学、大阪市立東洋陶磁美術館、京都国立博物館、奈良国立博物館、出光博物館、根津美術館など全国の博物館や美術館、山口県立大学附属図書館内の寺内文庫などに、大量に所蔵されている（甲127「吉澤意見書」19ページ）。

美術館、博物館といった所蔵品を公開することを予定している場所では、当然に目録が作成されているはずであり、韓国の文化財の内容を韓国側が全く把握できないといった事情はおよそ想定できない。

たとえば、東京国立博物館の国宝・重要文化財のページで検索を行うと、「金銅透彫冠帽・金銅鳥翼形冠飾・金製太環式耳飾・金製釧・金銅臑当・金銅透彫飾履・単龍文環頭大刀」が韓国の文化財として該当し、その来歴は「小倉コレクション保存会寄贈」とある。また、同館の展示の朝鮮考古・工芸の展示作品の目録にも、名称、作者・出土、伝来、年代などで作品が特定され、「小倉コレクション保存会寄贈」などの来歴も記載されている。展示作品の変更を丹念に追っていけば、東京国立博物館の所蔵する韓国の文化財は、ほぼ特定できるはずである。

また、小倉コレクションは、朝鮮半島での実業家であった小倉武之助が朝鮮半島で収集したとされる文化財であるが、財団法人小倉コレクション保存会が管理していたものが、国立博物館に寄贈されている。この小倉コレクション保存会が管理していた収集品は、『小倉コレクション写真集』（昭和56年、第一書房）に掲載されており、これらの文化財の特定は容易である。

さらに、日韓会談のなかでたびたび指摘されている寺内正毅の収集した書物類については、寺内文庫として、現在山口県立大学が寄贈を受け所蔵し公

開している。寺内文庫が所蔵する韓国の文化財については、昭和50年度文部省科学研究補助費一般研究として、山口女子大学歴史学研究室が行った「桜圃寺内文庫の研究」（昭和51年）によって、精密な目録が作成され、その内容も詳しく紹介されており、同研究はインターネットによって全世界から閲覧ができるものとなっている。また、山口大学付属図書館桜圃寺内文庫蔵書目録も、インターネット上で容易に閲覧が可能である。実際にも、寺内文庫の書籍が返還されたことは前述のとおりである。

そして、文化財の保存と活用のための調査、研究、開発業務を主な任務とする韓国の国立文化財研究所（1969年に文化財管理局文化財研究室として発足）は、国外所在韓国文化財について、日本をはじめ20か国で現地調査を行っており、その研究成果を書籍にまとめており、日本における韓国文化財に限定しても、次のような図録を発刊・普及している（甲149国立文化財研究所ホームページ）。

『日本所在韓国典籍目録』、『小川敬吉調査文化財資料』、『日本所在文化財図録』、『日本所在韓国仏画図録-京都・奈良』、『日本東京国立博物館所蔵小倉コレクション韓国文化財』、『日本寧楽美術館所蔵韓国文化財』、『日本早稲田大学坪内博士記念演劇博物館所蔵韓国文化財』

加えて、宮内庁書陵部図書課宮内公文書館、逓信総合博物館の郵政資料館などに赴けば、インターネット上では検索できない韓国の文化財についても、目録等によってその存在が確認できるはずである。

こうした様々な知見を総合すれば、日本に所在する韓国の文化財の内容は、すでに明らかになっているといえ、日本国内のみならず北朝鮮を含む全世界が知り得る情報となっている。こうした公開情報の存在に照らすならば、被告国の主張する韓国の書籍の書名、冊数、文化財の品名、発見場所、数量などを記載した目録を不開示とする理由は極めて薄弱である。すでに所在が明らかになっている文化財の目録の公開が、北朝鮮との交渉において、いかな

る理由によって、「文化財に関する我が国政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性がある」のかは全く不明であり、不開示決定処分には理由がない。

カ なお、不開示となっている文書380の表題は「韓国国宝古書籍目録 日本各文庫所蔵」とあり、文書381の表題は「日本所在韓国国宝美術工芸品目録」とあり、いずれも全面不開示となっている（甲6）。

しかし、外務省の所管する外交史料館には、全く同じ表題の文書2通（甲150、151）が公開されている。これらは同一の文書と考えるほかなく、一方を不開示、一方を公開することについて何ら合理的な理由は見いだせない。

なお、外交史料館の2通の文書が文書380及び381であるならば、外務大臣は、不開示決定処分を変更し、これらの文書を原告らに開示すべきである。

キ もう一つの分類である文化財問題に関する法律解釈の方針、問題点、対策、解決策などを政府部内で検討した内容、経過等の情報の不開示理由も具体性を欠いていることは同様である。

まず、そもそも法律解釈の方針、問題点は、日本政府の採っている公式の法律解釈であるから、こうした一般的情報を記載した文書を不開示とできる理由は見当たらない。

ことに、本件で問題となっている文化財に関する法律解釈の方針、問題点は、日韓会談当時のものであって、すでに、法律解釈の方針等は、時代の変化につれて変わっている可能性が高い。

ク さらに、韓国で公開された文書及び原告らの開示請求によって公開された文書の分析、研究によって、日本における韓国文化財返還に関する交渉過程、韓国文化財返還を拒んだ日本政府内部の問題等がすでに指摘されている（甲152 柳美那「韓日会談外交文書に見る韓・日間文化財返還交渉」、甲15

3朝日新聞記事)。その詳細は次のとおりである。

1952年から、外務省は、韓国側で提案した文化財返還に関して具体的な調査に入り、その調査過程で文部省の外局である文化財保護委員会が協力をした。文化財保護委員会は、韓国に文化財を返還することに消極的であった。1953年からは、文部省が協力して、博物館や学校に所蔵されている文化財の調査を行った。1958年ころから、外務省は、韓国の独立を祝う意味で若干の国有の朝鮮古美術品を寄贈する方向性を持ち、実際に、韓国に106点の文化財を返還した。その後も、外務省は、文部省と協議をしたが、文化財保護委員会は、韓国側の文化財返還の根拠が日韓条約併合無効論に立脚したものであるならば、正当な手段で入手した文化財を韓国側に返還するのは一考を要すること、日本国内の国立大学が所蔵している文化財について調達する方法がないこと、日本国内の博物館及び研究所には朝鮮関係の文化財は存在せず、東京国立博物館の朝鮮関係の文化財を返還するほかなく、将来的に日本には朝鮮関係の文化財が全くなくなってしまうという憂慮があること、重要文化財として登録された文化財の場合、法律改正を経なければ返還できないことなどを理由としていた。

これに対して、外務省は、国際的には、「ベルサイユ条約」により旧宗主国が旧植民地の文化財を返還して事例があることを指摘し、文化財返還については国会承認を経た協定または条約の締結が必要であること、国会承認を経た協定が国内法と相反する場合、特別法の措置を取る必要があることを確認した。そして、外務省内では、文部省の態度は「返還したくない口実にすぎない」ものであり、文化協定を通じた文化交流の形態が最も適切であるとの意見に集約された。

一方、文部省は、東京国立博物館所蔵の文化財は正当な方法で購入したため返還する義務はなく、学術面からも重要な文化財であるため、韓国側に渡すことはできないこと、文化財保護委員会は返還に応じる意思が全くないと

の対応をしていた。そして、文化財保護委員会は、宮内省所蔵の書籍、山口女子短期大学所蔵の寺内文庫、小倉コレクション、市田コレクション、通信博物館に保管されているものは内容が明らかになっていない等の抗弁をしていた。

最終的に、外務省が説得に応じて文化財保護委員会の態度に変化が生じ、権利や義務ではなく、贈与の形を取ることで、文化財の返還に応じることとなった。

結局のところ、政府部内の協議の経過はすでに公開の文書によって明らかになっている。北朝鮮との交渉が続いているなか、こうした具体的協議の内容以上に、不開示としなければならない情報が存在するとはおよそ考えられない。

ケ 以上のとおり、日韓会談における交渉の枠組みで、文化財の返還問題がすべて解決されたわけではない。日本に所在する韓国文化財が公開されていること、日本政府部内の協議の経過が解明されていること等から、日韓会談の文書を公開したとしても、今後の北朝鮮との交渉において、「文化財に関する我が国政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性がある」は著しく低い。

よって、文化財の返還については、これらの文書を不開示とした外務大臣の不開示決定処分には理由がなく、取り消されなければならない。

2 在日韓国人問題に係る不開示理由に対する反論

(1) 在日コリアンの法的地位・処遇問題

日韓法的地位協定（正式名は、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定、甲154）によって「協定永住」に移行するものと、従前通りの「法126（注4）該当者及びその子」のまま在留するものとの、在日コリアンは分断されることにな

った。日韓基本条約の締結は、いわば在日コリアンのなかに38度線を持ち込むことになった。

(注4) 60万人もの在日コリアンについて、出入国管理令(1951年政令319)の定める「在留資格」を付し、それぞれ「在留期間」を定めることは不可能だったため、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」(1952年法126)を制定、ポツダム政令である出入国管理令を法律として存続する(同法4条)とともに、在日コリアンは「別に法律で定めるところにより、その者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく、本邦に在留することができる」(同2条)との暫定措置がとられた。

在日コリアンの法的地位について、日韓会談当時には、在留資格を1代限りとする日本側と、すべての子孫までを含めるとする韓国側とで意見が分かれた。結局、日本と韓国は、その中間を取った形で合意をし、子と孫まで在留が認められたのである。そして、孫以降の子孫については、24年以内に交渉をすることとした。

25年目である1991年になり、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(1991年、法71、以下「入管特例法」という)が制定され、1952年日本国籍喪失時にさかのぼって旧植民地出身者及びその子孫を一括して扱って、「特別永住者」とした。こにより、南北朝鮮、台湾の出身による区別を設けず、また「協定永住」「法126」「法126の子」などの区別もすべて解消され、しかも特別永住は子孫にもひきつがれることとなった。

当初は日韓法的地位協定によって、韓国籍のみを対象としたため在日コリアンのうえに「南北分断」を持ち込んだが、いまではそれは完全に払拭されていることから、「日朝平壤宣言」の「双方は、在日朝鮮人の地位に関する問題・・・については、国交正常化交渉において誠実に協議すること

にした」(第8項)の協議・交渉について、日韓会談文書が悪影響を及ぼすことは考えられない。

(以上、甲127 「田中意見書」参照)

(2) 在日コリアンの法的地位・処遇問題に関する被告国の不開示文書の整理

被告国が、在日コリアンの法的地位や処遇問題に関して、不開示理由1として掲げるのは、次の3つの文書であるが、被告国の不開示の理由は具体性を欠き、現在の主張立証に止まるならば、情報公開法5条3号の該当性は否定されなければならない。

被告準備書面(6):文書1146、1287③ 在日コリアンの法的地位

被告準備書面(7):文書565 北朝鮮と朝鮮人学校の関わり

(3) 在日コリアンの法的地位—文書1146・1287③について

前記のとおり、在日コリアンの法的地位は、日韓会談時には、南北朝鮮の区別が持ち込まれたものの、日韓会談後の入管特例法の改正によって、すでに南北朝鮮を問わず、すべて「特別永住者」として処遇することとなっており、法的地位の問題で、日本と北朝鮮との間で、新たに問題となりうる事柄は存在していない。このため、日本と北朝鮮との間で国交正常化交渉が続けられたとしても、不開示部分を公開しても何ら外交上の不利益が生じるおそれはない。

なお、文書1287③は、日本側の具体的な提案内容という点からも不開示の理由はない。すなわち、同書は在日朝鮮人の国籍問題についての解決策としての具体的な提案内容であるとされており、韓国側の文書が全面公開されている現在では、日本が韓国に対して提案した具体的な内容は、北朝鮮を含む全世界からアクセスが可能になっている。

(4) 北朝鮮と朝鮮人学校との関わり—文書565について

文書565は、日本各地に存在する朝鮮人学校における民族教育のあり方、北朝鮮と朝鮮人学校との関わりについての検討内容、経過等が記載されているとされる。

この不開示情報は、40年以上前の朝鮮人学校に関する情報にすぎず、北朝鮮と国交正常化交渉を行うについて、現在の朝鮮人学校の状況を前提にすれば何ら有意な情報が含まれているとは考えられない。

また、日韓会談後、1965年の文部省通達によって、朝鮮人学校は各種学校として認められてはいなかった。しかし、その後、他の外国人学校と同様の取扱いとなり、その大学進学資格について、韓国学校と区別なく認定が可能となっており、教育の問題についても南北の差異はすでに解消している。韓国学校や朝鮮学校を卒業した在日朝鮮・韓国人の大学進学資格の問題について日本政府は、長らく民族学校の卒業者に大学進学資格を認めない扱いを続けてきた。しかし、1999年（平成11年）9月に実施された大学入学資格検定試験（2005度からは高等学校卒業程度認定試験）の受検資格の拡大、ならびに2003年（平成15年）9月の文科省告示の改正により各大学が個別の入学資格審査により入学資格を認めることを可能としたことによって、民族学校の卒業生が国公立を含む日本の大学に入学することについての障害が取り払われた。教育上の問題が解消している以上、これに関する外交交渉が行われることは考えられず、朝鮮人学校の過去の情報が、なんら日本の北朝鮮に対する外交交渉に影響を与えることはない。

(5) 小括

以上のとおり、在日コリアンの法的地位・処遇に関する文書は、情報公開

法5条3号に該当せず、文書を不開示とした外務大臣の不開示決定は違法であり取り消されなければならない。

3 領海の範囲問題に係る不開示理由に対する反論

被告国は、文書830について、日本の領海に関する外務省の見解が具体的に記載されており、北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると主張する。

しかし、この文書の内容は、被告国も認めるとおり（被告準備書面（6）23頁）、「外務省案として提案された協定内容」である。ここで不開示とされているのは、日本政府の内部的な情報ではなく、日韓会談において韓国側に協定案として提示されたものである。日本政府が他国との外交交渉において提案した内容は、国民主権のもとで、本来は、国内において国民に説明の上、批判や検証を受けるべきものであり、少なくとも交渉終了後の時間の経過を待って歴史的な検証を受けるべき文書である。そうした文書を市民に対して秘匿し続け、過去の外交交渉の適切性を検証する手段を奪うことは、外務省の行為として正当性を欠いている。被告国が、過去に他国に提案した協定内容すら不開示とするというのであれば、その不開示の理由について、外務省の正当性を補うような具体的な理由、被告の主張に即していうならば、北朝鮮との交渉に重大な支障を生じるおそれが具体的に示されなければならない。

また、すでに何度も指摘してきたが、韓国では、日韓会談文書は全面公開となっている。外務省案として提案された協定内容も、韓国側に当然に把握され、記録されているはずである。まして、日本語で読むよりも、韓国語で書かれている韓国側文書の方が北朝鮮は容易に読了することができるのであって、すでに北朝鮮が把握しているような内容を不開示とする理由はない。

したがって、領海の範囲に関する文書 830 を不開示とした外務大臣の決定は違法であり、取り消されなければならない。

第 5 被告国の主張する不開示理由 1 は、情報公開法 5 条 3 号に該当しないこと

1 対北朝鮮「手の内」論に基づく不開示理由の 5 条 3 号非該当性について

(1) 情報公開法 5 条 3 号にいう「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由」の不存在

上記「おそれ」及び「相当の理由」の判断に関する行政機関の長の第一次判断権の尊重に係る論点に関し、被告国は、マクリーン事件判決の「右判断に関する前述の法務大臣の裁量権の性質にかんがみ、その判断が全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかである場合に限り、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったものとして違法となるというべきである。」との判示に依拠し、上記「相当の理由」について行政機関の長（外務大臣）に広範な裁量権が付与されているとし、対北朝鮮「手の内論」に基づき不開示とすることにつき「相当の理由」があるとしている。

この点については、原告準備書面（1）において、マクリーン事件判決の判断基準（以下、「マクリーン事件基準」という）をそのまま本件にあてはめて、行政機関の長に対して白紙に近い広範な裁量権を認めることはできず、「おそれ」については、「単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる」こと及び名古屋地裁 2003（平成 15）年 10 月 15 日判決のように「司法審査の対象が行政機関の長の「前提とした事実関係及び判断の過程等、その判断に不合理のないこと」、そしてその審査を可能とするために行政機関の長が「相当の根拠に基づいて主張立証する必要があり、これを尽くさない場合には、行政機関の長のした判断が裁量権を逸脱又は濫用したものであることが事実上推認される」ことが、

本件訴訟においても外務大臣の不開示決定を審査する際の枠組み（以下、「名古屋地裁基準」という）とされるべき旨述べたところである（11～16ページ）

（2）裁量権の逸脱又は濫用（名古屋地裁基準に基づく）

被告国の主張する対北朝鮮「手の内」論に基づく不開示理由を、まず、上記原告が主張する名古屋地裁基準に照らして考えると、以下のとおり、裁量権の逸脱又は濫用があると言える。

すなわち、

ア 第2、2及び第3、2で述べたとおり、日韓交渉と日朝交渉の歴史的位置づけやそれぞれの交渉における問題点が大きく異なっていることは明らかであり、「おそれ」及び「相当の理由」の判断に当たっては、このような事実関係を前提として判断しなければならない。

さらに、第3、2、(3)及び第3、3(2)ないし(4)などで述べたとおり、半世紀前における、請求権問題を中心とする日韓交渉において検討された、解決に向けて日本政府部内で具体的に検討した内容や具体的なデータに基づく具体的数値、検討経過、検討結果、試算等について、北朝鮮との交渉における「手の内」としての価値の喪失等をもたらす事実等も認められるのであり、不開示とする「おそれ」も「相当の理由」も存在しない。

イ そもそも、上記のような事実関係は、外務省においては、公知の外交上の事実として十分認識しているものであり、当然「おそれ」及び「相当の理由」の判断の基礎とすべき重要なものであることは明らかである。

その上で、第2、5(4)で述べたとおり、「時の経過を考慮する」との審査基準、及び、「30年ルール」に基づく自動公開原則を定めた規則に基づき、「おそれ」及び「相当の理由」の判断が厳格になされなければならな

い。

上記のような事実関係を前提とすれば、上記規則及び審査基準に基き、上記アのとおり、不開示とする「おそれ」も「相当の理由」も存在しないとの判断が導かれなければならない。

にもかかわらず、上記のような重要な事実関係を前提とすることなく、対北朝鮮「手の内」論という安易な論理に基づいてなされた外務大臣の不開示決定には裁量権の逸脱又は濫用がある（規則及び審査基準に違反している）。

ウ 情報公開法の目的は、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」ことであり、公文書管理法の目的にも「歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、・・・国・・・の有する諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」とある。

とりわけ、本件の日韓会談文書のような歴史的な外交文書については、学術的にも民主的にも検討の対象として、国民に利益をもたらすこと（公益に資すること）が求められているとするのが、情報公開法及び公文書管理法の目的を最大限に発揮することにつながるものである（この点は、公開請求するのは、一人の個人であっても、一旦公開が決定されれば、それは、当該請求者のみならず、すべての日本国民ひいては全世界の人々に公開されることになることから認められるものである）。

第2、3で述べたとおり、日韓会談文書の全面公開は、日韓国民間での友好関係を促進し、日朝間での友好的国交樹立に寄与し、さらに、東北アジアの平和構築に寄与し、日本国民に（のみならず韓国、北朝鮮などの国民にも）大きな利益をもたらすことになる（公益性の存在）のである。

さらに、第2、4で述べたとおり、日韓会談の妥当性・結果の評価を正

確な事実に基づき専門家（歴史家）が学術的に評価・検証・判断することが、上記の日本国民への大きな利益に資することになるのであり、そのためにも日韓会談文書の全面公開が必要となる。

エ 外務省は、単に外交交渉上必要とされれば何でもできるというものではなく、法によって外務省に認められた任務に従うべきことは当然である。

外務省設置法 3 条には、「外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組みを通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする。」と規定されており

（下線は、原告代理人が引いた）、外務省のあらゆる職務は、「良好な国際環境の整備」、「調和ある対外関係の維持」、そして「国民の利益」といった正当な目的に支えられなければならない。

したがって、情報公開法の下での文書不開示処分に係る裁量権の行使（という外務省の職務を行う）に当たっては、「良好な国際環境の整備」、「調和ある対外関係の維持」及び「国民の利益」を考慮しなければならない。すなわち、上記「おそれ」及び「相当の理由」の判断に当たっては、「良好な国際環境の整備」、「調和ある対外関係の維持」、及び「国民の利益」（後述する「社会通念上の妥当性」の観点に相当する基礎事実）を十分考慮して判断しなければならない。

上記日韓会談文書全面公開が日本国民にもたらす利益（文書公開の公益性）及び日韓会談文書全面公開の必要性は、「良好な国際環境の整備」、「調和ある対外関係の維持」、及び「国民の利益」に相当するものであり、この日本国民にもたらす利益を考慮すれば、不開示とする「おそれ」も「相当の理由」も存在しない。

したがって、上記のような日本国民にもたらす利益を考慮とすることなく、対北朝鮮「手の内」論という安易な論理に基づいてなされた外務大臣

の不開示決定には裁量権の逸脱又は濫用がある。

オ さらに、請求権問題に関わる金額及び試算方法等について、第3、3、(1)のとおり、「手の内」情報として不開示としている情報の中に、既に明らかになっているものがあり、このような事実を無視した外務大臣の不開示決定が裁量権を逸脱又は濫用していることは明らかである。

(3) 裁量権の逸脱又は濫用（マクリーン事件基準に基づく）

対北朝鮮「手の内」論に基づく外務大臣の不開示決定に裁量権の逸脱又は濫用があることは、上記(2)のとおりであるが、百歩譲って、被告国の主張するマクリーン事件基準に従っても、対北朝鮮「手の内」論に基づく外務大臣の不開示決定に係る判断は、以下のとおり、「全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであり、裁量権の逸脱又は濫用があると言える。

ア まず、上記(2)、アで述べた日韓交渉と日朝交渉の歴史的位置づけやそれぞれの交渉における問題点が大きく異なっている事実、日本政府部内で具体的に検討した内容や具体的なデータに基づく具体的数値、検討経過、検討結果、試算等について、「手の内」としての価値の喪失等をもたらす事実等、並びに同ウで述べた「手の内」情報として不開示としている情報の中に、既に明らかになっているものがある事実が存在していることについては、対北朝鮮「手の内」論に基づく外務大臣の不開示決定に係る判断において、考慮されていないことが明らかである。

したがって、「全く事実の基礎を欠いている」

イ 次に、上記(2)、イないしエで述べたとおり、外務省が、本件不開示決定を行うに当たっては、「良好な国際環境の整備」、「調和ある対外関係の維持」及び「国民の利益」、具体的には、第2、3及び第2、4で詳しく述べた、日韓会談文書の全面公開が日本国民にもたらす利益（文書公開の公益

性) 及び日韓会談文書全面公開の必要性を考慮すべきであり、かつ、それが社会通念(「良好な国際環境の整備」、「調和ある対外関係の維持」及び「国民の利益」を考慮することは、民主主義国家であり、国際協調主義を基調とするわが国においては社会通念の最たるものであり、情報公開法及び公文書管理法の目的の源泉もそこにある) に即して妥当である。

対北朝鮮「手の内」論に基づく外務大臣の不開示決定に係る判断において、日韓会談文書の全面公開が日本国民にもたらす利益(文書公開の公益性) 及び日韓会談文書全面公開の必要性が考慮されていないことは明らかであり、「社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかである」と言わざるを得ない。

ウ マクリーン事件判決では、「法が処分を行政庁の裁量に任せる趣旨、目的、範囲は各種の処分によって一様でなく、これに応じて裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったものとして違法とされる場合もそれぞれ異なるものであり、各種の処分ごとにこれを検討しなければならない」と判示している。

本件は、情報公開法に基づく開示請求権の問題であるから、当然情報公開法の目的及び開示請求権が憲法上の知る権利を具体化した権利であること(注5) は当然反映されなければならない、マクリーン事件判決によれば、それが行政庁(外務大臣) の裁量権の範囲を決めることになる。

上記を反映させることは、本件でいえば、イで述べたとおり、「良好な国際環境の整備」、「調和ある対外関係の維持」及び「国民の利益」、具体的には、第2、3及び第2、4で詳しく述べた、日韓会談文書の全面公開が日本国民にもたらす利益(文書公開の公益性) 及び日韓会談文書全面公開の必要性を考慮することを指す。

したがって、これらを考慮していない対北朝鮮「手の内」論に基づく外務大臣の不開示決定に係る判断は、「社会通念上著しく妥当性を欠くことが

明らかである」と言わざるを得ない。

本件各不開示決定を行うに際して考慮すべき上記の利益を考慮することなく、このような利益に反するような、外交方針として一貫しない駆け引き、あるいは、抽象的な支障を口実とした秘匿主義などは、正当な不開示決定の理由とはなり得ない。

(注5) 現行情報公開法1条には、「知る権利」の文言は入っていないが、「行政透明化チームとりまとめ」(平成22年8月24日)では、「第1 目的の改正」として『国民の知る権利』の保障の観点を示し、「『国民の知る権利』の保障の観点を示す。」とされており(1ページ)、現在、この方向で、内閣府において、本年1月召集の通常国会会期中の閣議決定・国会提出を目指し、条文の改正作業が進んでいる。したがって、開示請求権が、憲法上の知る権利を具体化したものであることは明らかである(甲152)。

2 具体的文書における不開示理由の5条3号非該当性について

(1) 文化財問題に係る不開示理由の5条3号非該当性

ア 第4、1で述べたとおり、植民地支配正当論から植民地支配不当論への転換により日韓会談において文化財に関する交渉の前提となった議論が放棄されている事実、昨年11月の日韓首脳会談において、朝鮮王室儀軌を含めた図1205冊を韓国に引き渡すことで正式に合意が成立している事実、文化財返還について全世界的に機運が高まっており、日韓会談の文化財協定の存在にかかわらず、韓国又は北朝鮮の文化財は、韓国又は北朝鮮に続々戻されている事実、日本に所在する韓国の文化財のなかにはその存在が知られているものが多く存在する事実及び日本における韓国文化財返還に関する交渉過程、韓国文化財返還を拒んだ日本政府内部の問題等がすでに指摘されている事実など、多くの重要な事実関係が存在している。

上記1(2)で述べたとおり、「おそれ」や「相当の理由」の判断に当たっては、このような重要な事実関係を前提として判断されなければならない

いが、上記の多くの重要な事実関係を前提とすることなく、「文化財に関する我が国政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性がある」などと極めて抽象的な理由に基づいて不開示決定がなされている。

イ さらに、上記1（2）で述べたとおり、「おそれ」及び「相当の理由」の判断にあたって、日韓会談文書の全面公開が日本国民にもたらす利益（文書公開の公益性）及び日韓会談文書全面公開の必要性を考慮すべきことは、文化財の返還に係る文書についても同様である。

ウ したがって、上記の多くの重要な事実関係を前提とせず、日韓会談文書の全面公開が日本国民にもたらす利益（文書公開の公益性）及び日韓会談文書全面公開の必要性を考慮することなくなされた不開示決定は、上記1と同様、名古屋地裁基準、マクリーン事件判決基準のいずれに照らしても、裁量権の逸脱又は濫用があることは明らかである。

（2）在日韓国人の法的地位問題に係る不開示理由の5条3号非該当性

第4、2で述べたとおり、日韓会談後の入管特例法の改正によって、法的地位の問題で、日本と北朝鮮との間で、新たに問題となりうる事柄は存在していない事実、韓国側の文書の全面公開により、在日朝鮮人の国籍問題についての解決策としての日本が韓国に対して提案した具体的な内容は、北朝鮮を含む全世界からアクセスが可能になっている事実及び朝鮮人学校に関する教育上の問題は解消している事実など多くの重要な事実関係が存在している。

また、上記1（2）で述べたとおり、「おそれ」及び「相当の理由」の判断にあたって、日韓会談文書の全面公開が日本国民にもたらす利益（文書公開の公益性）及び日韓会談文書全面公開の必要性を考慮すべきことは、在日韓国人の法的地位問題に係る文書についても同様である。

したがって、上記の多くの重要な事実関係を前提とせず、日韓会談文書の全面公開が日本国民にもたらす利益（文書公開の公益性）及び日韓会談文書全面公開の必要性を考慮することなく、「日本政府の見解、立場が明らかになり、今後の北朝鮮との交渉に支障を来たすなど交渉に不利に作用することになる」などという極めて抽象的な理由に基づきなされた不開示決定は、上記1と同様、名古屋地裁基準、マククリーン事件判決基準のいずれに照らしても、裁量権の逸脱又は濫用があることは明らかである。

（3）領海の範囲問題に係る不開示理由の5条3号非該当性

第4、3で述べたとおり、文書の内容である「外務省案として提案された協定内容」は、韓国における日韓会談文書全面公開により、韓国側に当然に把握、記録され、韓国語の韓国側文書について、すでに北朝鮮も把握しているものである。このような重要な事実関係を無視し、さらに、上記1（2）で述べたとおり、考慮すべき日韓会談文書の全面公開が日本国民にもたらす利益（文書公開の公益性）及び日韓会談文書全面公開の必要性を考慮することなく、「当時の外務省案として提案された協定内容が明らかになり、今後想定される北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがある」などという理由でなされた不開示決定は、上記1と同様、名古屋地裁基準、マククリーン事件判決基準のいずれに照らしても、裁量権の逸脱又は濫用があることは明らかである。

3 まとめ

以上のとおり、被告国の主張する不開示理由1は、いずれも情報公開法5条3号には該当しない。

最後に付言すれば、上記「行政透明化チームとりまとめ」第2、3において、情報公開法5条3号の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつ

き相当の理由」の文言について、「司法による適切な事後審査を可能とするため、『おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報』とあるのを、例えば、それらの『おそれがある情報』と改める。あるいは『相当の理由』を厳格化し、『十分な理由』に改めるなどの改正を行なう」とされており、本件において被告国が主張するような広範な行政機関の長の裁量権はもはや認められない方向に進んでいる。

以上

別紙1 「手の内」論を不開示理由とする文書群

□で囲んである文書は、被告国が不開示理由を述べたもので、その下に記述した文書の不開示理由において「文書〇〇と同じ」と主張が援用されている文書を示す。

被告準備書面（6）

文書638

文書639、824、833、968、971、1037、1043、1044、1046、1047、1048、1049、1053、1056、1060、1064、1066、1069、1070、1166、1167、1298、1300、1301、1305、1306、1307、1340

文書638を援用しないものの、「手の内」論を不開示理由とする文書

文書375

文書376、525

文書382

文書453

文書526

文書1171

文書1297

被告準備書面（7）

文書477

文書479、481、482、483、484、506、517、539、542、604、650、652、660、687、690、693、718、721、729、1128、1135、1217、1218、1220、12

22、1223、1224、1234、1248、1257、1259、1260、1261、1287、1296、1313

被告準備書面（8）

文書1314

文書1316、1348、1349、1350、1355、1356、1358、1359、1360、1361、1363、1364、1366、1367、1368、1370、1371、1373、1397、1408、1410、1411、1426、1427、1431、1493、1518、1519、1531、1538、1556、1557、1558、1559、1560、1562、1566、1567、1568、1569、1571、1572、1594、1595、1597、1598、1599、1600、1602、1605、1618、1619、1624、1626、1627、1628、1629、1632、1633、1634、1635、1636、1640、1643、1671、1674、1675

被告準備書面（9）

文書1684

文書1687、1688、1701、1706、1735、1736、1740、1742、1743、1744、1745、1746、1747、1748、1749、1752、1755、1756、1757、1758、1759、1762、1764、1765、1766、1767、1769、1770、1771、1773、1775、1779、1787、1792、1795、1796、1798、1799、1800、1801、1802、1806、1809、1821、1824、1835、1839、1841、1847、1851、1857、1861、1863、1877、1881、1882、1885、18

92、1905、1907、1914、1915、1916

別紙2 具体的な試算金額、数値等が記載されている文書群

被告準備書面(6)

文書624、375、376、525、526、531、533、609、615、619、971、1061、1297、1304、1307、1308、1309、1310

被告準備書面(7)

文書479、481、506、517、604、650、652、660、718②、1223③④⑤⑥⑦、1234、1248、1257、1259、1287①、1313

被告準備書面(8)

文書1348①②③④、1356①、1358、1359、1360、1363、1366、1367、1368①、1370、1371、1373、1427⑦⑨⑩、1518②、1538、1557、1558、1559①、1569、1571、1594②、1595、1597、1599、1600②、1618②③⑦、1619②③④⑤⑥⑦

被告準備書面(9)

文書1687、1735、1736、1740①、1742、1743、1744②、1745、1746①⑤、1748、1749、1752①、1755、1758、1762、1764、1767、1769、1773、1795①、1796、1798①、1800、1801、1802、1806、1809、1857、1861、1881②、1882①、1905、1914、1915

①②⑤

別紙 3-1 文化財関連の文書群一品目、発見場所、数量、所在等が記載されているもの

被告準備書面 (6)

文書 380

381、383、384、385

被告準備書面 (7)

文書 380 を援用する文書

文書 386、387、390、458、567、570、583、584、586、587、588、589、591、1116、1118、1119、1121、1165

別紙 3-2 文化財関連の文書群－法律解釈の方針、対策等が記載されているもの

被告準備書面 (7)

文書 380、386 を援用する文書

文書 572、573、576、578、592、595、596、1117、
1120

被告準備書面 (8)

文書 1316③